

『子どもの権利条約の本質を捉え、同条約をどのように日常の
保育実践に活かしていけるのかを探る』研究 研究成果報告書

CRC日本代表
文京学院大学非常勤講師
臨床心理士
公認心理師
木附千晶

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 本研究について
 - 2-1 研究の目的と意義
 - 2-2 研究期間と方法
- 第3章 「子どもの権利条約」とは
 - 3-1 「子どもの権利条約」誕生の歴史
 - 3-2 「子どもの権利条約」の世界的広まり
 - 3-3 「子どもの権利条約」が規定する報告審査制度
 - 3-4 日本政府に対して出された第3回までの『総括所見』
 - 3-5 画期的な第4・5回『総括所見』
 - 3-6 第4・5回『総括所見』が救済の対象とした個別的な権利侵害
 - 3-7 保育に関する初めての『総括所見』
- 第4章 「愛される」とは —— 心理的知見から
 - 4-1 「愛のある家庭環境」の重要性を説いたアタッチメント理論（愛着理論）
 - 4-2 アタッチメント理論の起源
 - 4-3 アタッチメント行動と内的作業モデル
 - 4-4 Ainsworthの貢献-1：ストレンジシチュエーション法（新奇場面法）
 - 4-5 Ainsworthの貢献-2：安全基地（a secure base）
 - 4-6 アタッチメント理論の広がり
 - 4-7 アタッチメント理論が導き出す「愛される権利」とは
- 第5章 「子どもの権利条約」第12条「意見表明権」の新しい解釈
 - 5-1 第12条「意見表明権」のこれまでの理解
 - 5-2 第12条「意見表明権」がいう「子どもの意見」とは
 - 5-3 乳幼児でも権利行使の主体たる第12条「意見表明権」とは
 - 5-4 第4・5回『総括所見』における意見表明権
- 第6章 「ひとり一人の子どもを大切にするための保育環境調査」
 - 6-1 アンケート調査の概要
 - 6-2 数字から見える保育現場の状況
 - 6-3 アンケートの自由記述から
 - 6-4 日常の保育では「子どもの権利条約」が実践されていた
- 第7章 結論：まとめ
 - 7-1 本研究の帰結
 - 7-2 本研究の帰結の前提となる「理性的人間像」と「動物的人間像」
 - 7-3 近代の基本的人権が認められた根拠
 - 7-4 子どもの権利行使の主体性を導く「動物的（本能的）人間像」
 - 子どもの権利を確立するための金字塔 —
 - 7-5 子どもの権利の行使の主体性 — 愛される権利の実現
 - 7-6 保育の場における「愛される権利」の保障がもたらす光
 - 7-7 子どもに「愛される関係」（安定的なアタッチメント）を提供するために

第1章 はじめに

本研究は、保育・子育て総合研究機構国際委員会（以下、「国際委員会」という）の以下の事業計画方針の一環として、2021年12月1日～2023年11月30日までの2年間にわたり、行われたものである。

「児童福祉法に盛り込まれた『子どもの権利条約』の精神および保育・幼児教育の世界水準・現状を関係国際機関との連携・国内外の研究者への委託調査研究によって明確化し、全私保連並びに会員の運営・活動に資する情報を提供します。その際、必ず『現場』とつながる視点を大事にする事業を実施します」

「国際委員会」が「子どもの権利条約」を保育現場での実践と結びつけようという取り組みは、「保育国際交流運営委員会」として活動していた2014年に遡る。「国際委員会」は、そのための主な取り組みとして、同年6月から2018年3月まで「子どもが幸せに今を生きるために保育園で活かす子どもの権利条約」と題し、「子どもの権利条約」を保育の場で活かす実践のエピソードを紹介する記事を公益社団法人全国私立保育園連盟（当時の名称）機関誌『保育通信』に連載した。エピソードは、文章と4コマ漫画で描かれ、そのエピソードが「子どもの権利条約」のどの条文に当たるのかを示した。

このように、「国際委員会」は、ともすれば「大事ではあるが、日常の保育や子育てに取り入れるのは難しいもの」と思われがちな「子どもの権利条約」を「どうにかして日々の保育実践に活かしていこう」と、長年にわたって務めてきた。そうした中で、「国際委員会」が拙著『「子どもの権利条約」絵辞典』（PHP出版）を読み、毎年1月に行われている保育総合研修会で子どもの権利条約をテーマとする分科会を担当させていただくこととなった（2015年～2017年）ことが、この研究受託のきっかけであった。

ところで、「子どもの権利条約」に関する研究というと、法学者や弁護士など、いわゆる法律家が行うものというイメージがあるであろう。「なぜ、心理の世界の者が『子どもの権利条約』の研究など行うのか」と、疑問を持つ方もいるかもしれない。その疑問の回答は、この報告書を読み進んでいただければご理解いただけると思うので、ここではごく簡単に「子どもの権利条約は、すべての子どもが、自分らしく幸せに生きるため、その成長発達を目指したものであるから」とだけ述べておく。子どもの成長発達にかかる研究が、心理学が行う大事な研究分野であることは言うまでもない。

ここで押さえておきたいのは、「子どもの権利条約」とは、けっして「発展途上国の飢餓や児童労働などで苦しむ子どもを救おう！」とか「戦時下にいる子どもを助けよう！」というような、狭義の子ども救済のためのものではないということである。もちろん、こうした危機下にある子どもに対する緊急避難や救済措置は必要で、これもまた「子どもの権利条約」が果たすべき大事な役目の一部ではある。しかし、それがすべてではない。「子どもの権利条約」はそんな遠い世界の、日本とは違う発展途上国や戦争がある国で暮らす“特別な”子どものためのものではない。日本も含めた、世界中のあらゆる子どもが「世界でたった一つの宝」として光り輝くために、「子どもの権利条約」は存在するのである。

第2章 本研究について

2-1 研究の目的と意義

「子どもの権利条約」は「子どもの尊厳と成長と発達を保障するため」に存在する。それを実現するため同条約の前文は、子どもに「幸福、愛情および理解のある環境」を保障せよと述べる。これはすなわち「子どもは愛される権利」を有していることを宣言している。この理念は2016年に改正された児童福祉法にも下記の通り盛り込まれた。

「子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」（第1条）

児童福祉法は、第二次世界大戦後間もない1947年に制定された、日本の子どもの福祉を支える、子どもの成長発達のための根幹とも言える法律である。制定後、幾度となく改正されてきたが、理念に関する部分の改正は、はじめてであった。そして、2022年に成立したこども基本法では、「日本国憲法および子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする」（第一条）ことが明記された。

このように関心が集まっている「子どもの権利条約」のなかでも、ひととき脚光を浴びているのが、子どもの権利条約第12条「子どもの意見表明（権）」である。2022年5月には、厚生労働省の子どもの権利擁護に関するワーキングチームが、児童相談所が親子を分離する一時保護や、里親委託・施設入所を決定する際、子どもから意見を聴くことを児童福祉法で義務付けるよう提案し、子どもの意見を代弁する「意見表明支援員」（アドボケイト）の配置を促すとの意見をまとめた。自治体の中には、前倒して意見表明支援員の運用を始めているところもある。そんな流れを受け、昨今は、「子どものアドボカシー」や「子どものアドボケイト」という言葉をよく耳にするようになり、「子どもの意見を聴く」ことの大切さが声高に叫ばれている。

その背景には、①2013年に施行された家事事件手続法で子どもが家事事件の当事者として訴訟に参加する制度が設けられたこと、②2019年の児童福祉法の改正で子どもが意見を述べる機会の確保とその際に支援する仕組みの検討（2年以内）が盛り込まれたこと、③2010年代後半に痛ましい虐待死事件が相次いだこと、④児童相談所の虐待相談対応件数が右肩上がりに増えていることなどがある。これらによって、「当事者である子ども自身の意見がしっかり聴かれるべきである」という考えが強まっていった。

「子どもは愛されるべきだ」、「子どもの意見を聴くことは大切だ」という考えに、異論を唱える者はないだろう。しかし、その中身を吟味する根本的な議論や研究はほとんどなされていない。

子どもは「愛される権利」を持っている、あるいは「愛されるべきだ（こと）」といっても、それはきわめて抽象的である。ただ単に「子どもは愛される地位にある（＝幸福、愛情および理解のある環境を保障される地位にある）」という思想の表明にすぎない。これまで子どもがそのような存在であるということは教育学や心理学においても、自明のこととして承認されてきた。しかし、どのようなおとなの関わり、対応が子どもを「愛する」ことになるのか、子どもの成長や発達には何が必要なのかは、明示されていない。

逆に、親や保育士、教師など、子どもの周囲にいるおとなが、「これがあなたのため」

と言って、国や社会やおとな側の論理で、子どもを支配・管理し、その尊厳と成長・発達を守れずにいることもめずらしくない。「子どもの最善の利益」（3条）を事実上決定しているのもおとなである。たとえば憲法（13条、26条）にも保障されている「学習権」を思い出して欲しい。実際には、子どもが「学習権」の具体的な内容を決定することなどできない。もし、子どもが「こんな授業は受けたくない」「教師を代えて欲しい」などと言えば、「問題ある子ども」「協調性のない子ども」として、発達障害のレッテルを貼られてしまうこともある。今の日本では、「学習権」とは、与えられた教育内容やシステムに黙って従うことに過ぎない。

これでは「愛される権利」も、子どもを押さえ込もうとするおとなの正当性を根拠付ける「権限」に過ぎず、逆に子どもにとって有害もしくは絵に描いた餅になってしまう。そこには、「子どもは未熟な存在で自らの意思や力で権利を実現できないが、一定の利益や資格を当然に有している地位にあるから（「利益説的権利」（福田 2021））、理性的な存在と見なされている身近なおとなや社会や国（保障的地位にある者）が子どもに代わって、具体的な目的、内容、方法等を決めて、その権利（子どもの『愛される地位』）を実現・保障してあげよう」というおとな都合の考え方がある。

そこで本研究では、子どもの成長発達のためにつくられた国際条約である「子どもの権利条約」について、

（1）子どもの権利条約および、「子どもの権利条約」に基づく日本政府審査によって、国連・子どもの権利委員会から出された過去4回に及ぶ『日本政府報告審査に対する総括所見』（第3回までは『日本政府報告審査に対する最終所見』、以下、『総括所見』）、なかでも2019年の第4・5回（2回合同）『総括所見』の内容を分析し、

（2）子どもの権利条約制定の趣旨や基本原則などを示す前文にある「調和の取れた人格」へと成長発達するために必要だという「幸福、愛情および理解ある環境」、つまり「愛される権利」という抽象的概念を明確にすることを試み、

（3）「愛される権利」を実現するため、あらゆる子ども（たとえ乳幼児であっても）が自らの成長発達のために行使できる意見表明権（条約第12条）の考え方を明らかにした。

端的に言うと、これまで明らかにされてこなかった「子どもの権利条約」の本質を明確にし、同条約を日常の保育実践に活かす道を示すことを目的とした。

それによって、①日常生活からは程遠いところにあると思われがちな子どもの権利条約（もしくは子どもの権利）を日々の保育や子育ての中で活かすとはどういうことかが分かり、②国連が掲げるSDGsが実現できるおとなへと成長発達するために必要な関わりが明確となり、「子どもの権利条約」がSDGsに寄与できる道を開くことができるであろう。

2-2 研究期間と方法

研究期間は、2021年11月から2023年11月の2年間であった。2021年度には、乳幼児や保育、発達心理学（とくにアタッチメント理論に関するもの）の文献を集め、吟味した。また、2018年に行われた第4・5回日本政府報告審査時に市民NGO（子どもの権利条約（CRC）日本）の立場で報告書（カウンターレポート）を提出し、審査にも立ち会ったNGOメンバーらと共に、2019年に国連・子どもの権利委員会が出した第4・5回『日本政府報

告書審査に対する総括所見』の意味内容について、主にオンラインミーティングを通して議論を重ねた。この際、子どもの権利条約を改めて読み込み、さらには心理学の専門家にも参加してもらうことで、おとなとは違う「子ども固有の権利」の在り方を模索した。

そのプロセスと結果は一般社団法人日本カウンセリング学会の第 54 回（2022 年 8 月開催）大会において、自主シンポジウムとして発表し、その内容を平成国際大学の研究助成を受けた、子どもの権利条約（CRC）日本ブックレットシリーズ NO.16 『子どもの成長発達を支える意見表明権とは何か』として出版した（2023 年 2 月）。ここまでの経緯は「中間報告」として『保育通信』（2023 年 3 月号）にも記したところである。

当初は、このような文献にあたっての調査や話し合いだけでなく、保育園でのフィールドワークや保育関係者へのインタビュー等も行いながら、子どもの成長・発達に有益な保育環境・保育実践についても調査する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、難しい状況が続いた。そのため、ある程度、フィールドワークを行いつつ作成したいと考えていたアンケート設問については、NGO メンバーらと議論を深めた内容をもとに、主に、2019 年の第 4・5 回『日本政府報告審査に対する総括所見』を参考にし、「国際委員会」の意見もうかがいながら、2022 年度に作成した。アンケートは『ひとり一人の子どもを大切にするための保育環境調査』という調査名で 2023 年 5 月 1 日～7 月 1 日の一ヶ月間に「調査票」に基づくインターネット調査として実施した。

フィールドワークについては、実施の予定を立てるたびに新型コロナウイルスの感染拡大が再燃し、毎回、断念せざるを得なかった。結果として、2023 年に行った「南大分に笑顔咲くえん わらひ」（大分県大分市）だけにとどまった。

第 3 章 「子どもの権利条約」とは

3-1 「子どもの権利条約」誕生の歴史

多くの命を奪った第二次世界大戦の反省から生まれた国際連合が 1948 年に採択した「世界人権宣言」は、「すべての人が生まれながらに基本的人権をもっている」ことを初めて公式に認めた。「世界人権宣言」自体は法的な効力をもたないが、その後、国連や国際社会はこの宣言が目指す社会を実現していくために、国際的な法である条約を整えてきた。たとえば、1965 年には「人種差別撤廃条約」、1979 年には「女子差別撤廃条約」が採択されている。

そうしたなか、社会で最も弱い立場に立たされている子どもたちの状況も、注目されるようになった。1959 年には国連総会において「子どもの権利に関する宣言」が採択された。そして「国際児童年」と定められた 1979 年を契機に、子どもの人権を包括的に保障するための枠組みづくりが本格化していった。

その中心となったのは、ポーランドだった。ポーランドは第二次世界大戦で 600 万人もの国民を失ったが、その 200 万人が子どもだったといわれる。その大きな不幸が、子どもの権利条約に大きく貢献した。ポーランド政府は、1978 年に「子どもの権利条約」の草案を国連に提出した。その翌年、1979 年に国連人権委員会に「子どもの権利条約」の作業部会が設置されることになった。

3-2 「子どもの権利条約」の世界的広まり

それから10年の時を経て、「子どもの権利条約」は、子どもの尊厳、成長および発達を保障するため、1989年11月10日の第44回国連総会で採択された。採択の翌年9月には、ニューヨーク国連本部に世界70カ国の首脳が集結して、「子どものための世界サミット」が開かれ、子どもの権利条約はこの地球上に「子ども最優先の時代」を確立するための法的支柱として国際政治にも位置づけられた。

採択から10年ほどで世界の192もの国と地域が批准し、2022年現在、批准していない国はアメリカ合衆国だけとなっている。国連加盟国のすべてによる「完全批准の達成」という、国連始まって以来の快挙を成し遂げる勢いで広まった子どもの権利条約は、それほどまで世界で支持された。まさに人類が合意した人権法とも呼べるものである。

こうした他に類を見ない人権法を日本が批准したのは1994年4月。遅ればせながら、57番目の締約国となり、同年5月に国内法として発効した。

3-3 「子どもの権利条約」が規定する報告審査制度

「子どもの権利条約」は、「条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する」（条約第44条）として、規定された義務を各国がどのように履行しているかを批准国に報告させ（原則として最初の報告は発効後2年以内、その後は5年ごと）、それを国連「子どもの権利委員会」が審査し、不都合な点があれば当該政府に対して問題点の指摘（「懸念」）や改善のための提案（「勧告」）を行う報告審査制度を条約第44条で規定している。

これらに基づき、日本政府は、1998年5月（初回日本政府報告審査）、2004年1月（第2回日本政府報告審査）、2010年5月（第3回日本政府報告審査）、2019年2月（第4・5回合同の日本政府報告審査）を終了している。審査後、国連・子どもの権利委員会は日本政府に対し合計4回の『総括所見』（第3回まで日本政府は『最終所見』と表記）と呼ばれる『懸念および勧告』を出している。

また、同条約は「条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため」（条約第45条）、批准国政府のみならず、批准国の市民やNGOなど専門機関等に報告書(カウンターレポート)の提出を要請しており(条約第45条(a))、過去4回の日本政府審査時には、政府からの報告だけでなく、日本の市民・NGOなどの専門機関等からの報告も合わせて、国連「子どもの権利委員会」で検討され、『総括所見』が出ている。

3-4 日本政府に対して出された第3回までの『総括所見』

ここでは、前述した制度に基づき行われた日本政府報告審査後に、国連「子どもの権利委員会」より出された『総括所見』を概観しておきたい。ただし、その全体は膨大なので、

重要かつ、日本社会に大きなインパクトを与えたエッセンスのみを記し、その特徴を述べることにとどめる。まず最初に第1回から第3回までの『総括所見』のとくに印象深い内容を紹介しておく。

第1回：「成長発達の主要な三つの場である家庭、学校、施設のすべてで競争（管理）と暴力、プライバシーの侵害にさらされ、意見表明を奪われ、その結果、発達が歪められている（Developmental Disorder）」（1998年）

第2回：「教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的健康に否定的な影響を及ぼし、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げている」（2004年）

第3回：「驚くべき数の子どもが、情緒的・心理的充足感（well-being）を持たずにおり、その決定的要因が子どもと親および教師（おとな）との関係の貧困さにある」（2010年／（おとな）は筆者が加筆）

これら3回の『総括所見』に共通しているのは、「日本の子どもたちが尊重されることなく、非常に貧しい関係性のなかで生きており、成長発達できずにいる」という、国連「子どもの権利委員会」の問題意識（懸念）である。

しかし、このように、「日本の子どもたちがきちんと成長発達できていない」ということを重ねて指摘してきた一方で、国連「子どもの権利委員会」は、「子どもの権利条約」および子どもの権利の本質（中核）が成長発達権にあるというふうに、正面から認めたことはなかった。上記、過去3回の日本政府に対する『総括所見』においても、異常なまでに激化した競争教育の問題、社会のあらゆる場で行われている子どもへの暴力（プライバシーの侵害や意見表明権の無視など精神的なものも含む）、子どもに関する施設の生活基準の低さ、貧弱な子ども予算、子どもの貧困や格差の拡大等々、多領域にわたるたくさんの勧告を出している。しかし、これらの大部分は子どもの権利条約がその条文で、具体的・個別的に規定している明白な権利侵害を救済しているに過ぎなかった。これはたとえば、発展途上国において経済的な貧困ゆえにさまざまな権利侵害を受けている子どもたちの救済であったり、親の所有物として扱われているがゆえに権利を侵害されている子どもたちの救済の延長線上でしかなかったと言わざるを得ない（福田 2019 36頁）。

3-5 画期的な第4・5回『総括所見』

次に最新の第4・5回『総括所見』（2019）を見てみよう。その一番の革新性は、『総括所見』パラグラフ20（a）において、「子ども時代および発達を害してはならない」と、子どもの成長発達権を正面からは認めた点である。つまり、おとなと同じ人間であっても、子どもが「おとなと異なる」ことを承認し、それを子ども期（時代）と名付け、しかもその特徴が成長発達期（時代）であることを認めたのである。これは、今までの子どもの権利（条約）の解釈や本質を根本から変革する可能性を秘めた文言である。

周知の通り、条約第6条は、子どもが生命に対する固有の権利および生存権および発達権を有することを規定している。が、生命および生存の権利は、何も子ども特有の権利ではない。ところが今回の『総括所見』では、「発達の権利」は子ども固有のものであると

述べているのである（福田 2019）。

この文言を、子どもの権利条約第12条「意見表明権」の意味内容をなぞる『総括所見』パラグラフ22「意見を形成することのできるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事項について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保せよ」と合わせて考察すると、ここで言う「意見」が、自己決定に基づいた子ども意思であるとか、自身の考えを対外的に発表するというような、狭義の「意見」ではないことは明らかである。

では、どのように解釈すべきなのか。それについては第5章にて詳しく述べることとし、ここでは第4・5回『総括所見』の特徴を記すにとどめたい。

今回の『総括所見』の次なる特徴は、前述した子どもの成長発達権および意見表明権の承認および解釈を根本にすえたうえで、日本社会における、さまざまな個別の権利侵害をていねいに拾い上げ、救済しようとしている点である。以下に、その個別侵害を救済するために第4・5回『総括所見』の三つの基本原則を確認しておこう。

- ① 第1原則：成長発達権（パラグラフ20（a））の初めての承認、
- ② 第2原則：意見表明権による（エンパワメントされながら）子どもの主体性の確保（同22）
- ③ 第3原則：包括的な政策（同8）と立法（同7）と予算（同10）による子どもの解放
これら三つの原則の意味内容を考えながら、今回の『総括所見』の特徴を端的に述べるとすれば、下記の二点になるろう。

(1) 子ども期の保障とは（成長）発達権の保障であり、成長発達権は意見表明権に基づく子どもの主体性に基づいて子どもが自ら実現すべきであることを承認した。

(2) 子どもの権利条約が批准されて以後、ずっと見過ごされてきたあらゆる領域の子どもの権利侵害から、立法・予算・保護政策を駆使して子どもを解放せよ。

3-6 第4・5回『総括所見』が救済の対象とした個別的な権利侵害

第4・5回『総括所見』の「主要な懸念領域および勧告」として、これまで市民・NGOがカウンターレポートとして何度もその問題性を指摘してきたにもかかわらず、勧告されなかった革新的な内容がほぼ網羅されたことにも触れておきたい。これまで市民・NGOが子どもの権利条約に照らして、ずっと強調してきた個別具体的な権利侵害についての以下のような勧告が出ている。

- ① 家庭、代替的養護、刑事施設を含むあらゆる場面でのすべての体罰の全面的な禁止（パラグラフ25、26）
- ② 共同親権を目的とした法律の改正、両親の離婚後もいずれの親とも直接的な接触を維持する子どもの権利の恒常的保障（同27）
- ③ 家事紛争における裁判所の命令の法執行の強化（同27）
- ④ 司法審査および明確な基準なしに子どもを家族から分離することの禁止（同29）
- ⑤ 児童相談所による一時保護制度の慣行の禁止（同29）

⑥子どもの第1次的な生育の場である家庭の崩壊を、仕事と家庭生活のバランス、家族給付、その他の支援によって阻止せよ（同 27、38）

⑦保育の質の確保し、向上させるため、その設備や運営を最低基準に合致したものとし、十分な予算措置をせよ（同 40）

⑧注意欠陥・多動性障害の診断が徹底的に吟味され、その社会的決定要因および非医学的形態の処遇をおろそかにせず、薬物は最終的な手段とし、その副作用の可能性や非医療的な代替手段について適正な情報提供が行われること（同 34、同 35）

⑨過度に競争的でストレスの多い学校環境から子ども解放せよ（同 39）

なお、⑧注意欠陥・多動障害の診断や治療について、⑩過度に競争的な学校および教育については、これまでも取り上げられていたが、より強い文言となっていることや、日本の子ども状況に鑑みて極めて重要であることから記しておくこととした。

3-7 保育に関する初めての『総括所見』

「乳幼児期における発達」というタイトルで、今回、初めて保育に関する内容が個別に盛り込まれたことにも大いに注目したい（パラグラフ 40）。

第4・5『総括所見』では、「乳幼児期における発達」を「H.教育、余暇、および文化的活動」の章に位置付けた。このことが意味するのは、「親による子どもの養育、子育て」という意味合いを超え、保育園や幼稚園が乳幼児期の子どもの成長発達を支える施設であるとし、乳幼児期の成長発達を確保するため、乳幼児期を支える制度の重要性を国連「子どもの権利委員会」が認めたということにほかならない。

国連「子どもの権利委員会」が保育に関して、こうした踏み込んだ『総括所見』を出した背景には、近年、子どもの発達に関する心理学や脳科学等の研究が進み、どのようなかわりが子どもの心身の発達に必要なかが明確になり、人生初期の他者との関わりが、その後の人生を大きく左右することが分かったことで、世界的に乳幼児期の子どもの発達保障が政策課題になっていることがあるだろう。

また、日本の市民・NGOらが今までに提出してきたカウンターレポートによって、乳幼児期の成長発達をとうてい保障しきれない貧弱な日本の保育制度、現場の保育士や幼稚園教諭の個別の努力によってようやく持ちこたえている保育・幼稚園の切実な状況が伝わったこと、今回の日本政府報告審査（本審査）において、日本政府が保育の無償化についてはじめて言及したことなども挙げられるだろう。保育の無償化については、日本政府代表団長が、その冒頭スピーチで前回の審査以降の9年間で、日本政府が行った取り組みのうち、最も特筆すべき9つの分野のトップとして説明するほどであった。

では、この保育分野についての第4・5回『総括所見』をどのように受け止めるべきであろうか。まずはその内容から確認しよう。国連「子どもの権利委員会」は以下のように述べている。

委員会は、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会の設置（2018年）および「子育て安心プラン」（2017年）を歓迎する。持続可能な開発目標のターゲット4.2に留意しつつ、委員会は、前回の勧告（パラグラフ 71、73、75 および 76）を想起し、

締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 3～5歳の子どもの対象とする幼稚園、保育所および認定こども園の無償化計画を効果的に実施すること。
- (b) 質の向上を図りつつ、2020年末までに不足を減らし、かつ新たな受入れの余地を設けて、大都市部における保育施設受入れ可能人数を拡大するための努力を継続すること。
- (c) 保育を、負担可能で、アクセスしやすく、かつ保育施設の設備および運営に関する最低基準に合致したものにする。
- (d) 保育の質を確保しかつ向上させるための具体的措置をとること。
- (e) 前掲(a)～(d)に掲げられた措置のために十分な予算を配分すること。

ここに並べられた文言だけを見ると、親や保育士（幼稚園教諭）ら、「おとなの権利」だけが述べられているように感じるかもしれない。しかし、これを読み解く際には、「3-3 画期的な第4・5回『総括所見』」で示した、今回の『総括所見』の特徴である三つの基本原則を当てはめたうえで、読み込むことを忘れてはならない。三つの基本原則とは、端的に述べると、下記の通りであった。

- (1) 子ども期の保障とは（成長）発達権の保障であり、成長発達権は意見表明権に基づく子どもの主体性に基づいて子どもが自ら実現すべきであることを承認した。
- (2) 子どもの権利条約が批准されて以後、ずっと見過ごされてきたあらゆる領域の子どもの権利侵害から、立法・予算・保護政策を駆使して子どもを解放せよ。

この原則を踏まえて「乳幼児の発達」に関する『総括所見』を読めば、国連「子どもの権利委員会」が求めているものが、けっして「おとなの権利」などではないことが分かる。すべては子どもの主体的な意見表明に基づいて、その成長発達を支えるために行われなければならないのであるから、①保育の質の向上とは、乳幼児の意見表明を可能な限り（最大限）保障できるようにせよということであり、②そのために施設と運営に関する最低基準に従ったものにせよと述べ、③それに向けて、十分な予算配分を行い、必要な立法や保護政策を行ったうえ、④だれもがアクセスしやすいものにせよ、ということである。単純に待機児童を無くしたり、保育を無償化したりせよと言っているわけではない。国連「子どもの権利委員会」が、乳幼児の意見表明を保障する「保育の質」の確保・向上を求めているとなると、ここでも「では子どもの意見表明（権）とは何か」という疑問が出てくる。が、それについては前述した通り、後の章に譲りたい。

最後に、前回出された第3回『総括所見』の教育分野である ① パラグラフ 71、②同 73、③同 75、④同 76 に言及していることについて触れておこう。これらのパラグラフは、それぞれ① 教育に関する過度に競争的な環境を是正するための学校システム全体の見直し ② 日本人のためでない学校への補助金の増額と差別の禁止の確保の奨励、③検定教科書への歴史的事実についてのバランスの取れた見方を反映することを確保すること、④子どもの遊びの時間の確保に関することであった。

このことから推測できるのは、国連「子どもの権利委員会」は、教育分野と同様の問題性を保育分野にも認めているということである。すなわち、2017年に改訂された保育所保育

指針、幼稚園教育要領の改訂にみられる、成果主義的、新自由主義的、国家主義的要素の教育・保育現場への導入や、幼児教育・保育の無償化法案で、各種学校が無償化の対象外となっていることなどは、問題視されることになると思われる（小泉 2019）。

第4章 「愛される」とは —— 心理学知見から

4-1 「愛のある家庭環境」の重要性を説いたアタッチメント理論（愛着理論）

「子どもの権利条約」が、「子どもの尊厳と成長と発達を保障するため」にあること。そのために、その前文で「子どもは愛される権利」を有していると宣言していることはすでに述べた（「2-1 研究の目的」）。しかし、「愛される」とはどのようなことを指すのだろうか。「愛される（愛する）」という言葉の実態は、極めて曖昧で人によってとらえ方が違う。たとえばある人は、「子どもをあらゆる未知のものから守ることが愛だ」と言い、またある人は「さまざまなことにチャレンジさせてあげることだ」と言うかもしれない。「子どもが好きなことを好きなようにさせてあげること」と考える人もいれば、「ものごとをわきまえたおとなが、進むべき正しい道を示すことだ」と思う人もいよう。「愛しているから」こそ、幼少期からお教室に通わせ、幼稚園受験をし、「将来、困らないように」と、いち早く、エリートコースに乗せるため子どもの尻を叩く親もいるだろう。

このように、「愛される（愛する）」という行為のとらえ方は、まさに十人十色、千差万別である。しかし心理学ではある一定の結論も出ている。愛情や幸福、それらをもたらす家庭環境が子どもの成長発達や人格形成、その後の人生に大きな影響を与えるとしたアタッチメント理論（愛着理論）である。

アタッチメント理論は、児童精神科医で子どもの精神分析家であった Jhon Bowlby（以下、ボウルビィ）が唱えた。ボウルビィによる当初のアタッチメントの定義は、危機的な状況下や、潜在的な危機に備えて恐れや不安などのネガティブな感情を経験したときに、身体的な意味でも、あるいは心理的な意味でも、（必ずしも親に限定されない）だれか特定の人にくっつきたいと強く願う欲求、そして現にくっこうとする行動の傾向を指す（遠藤、2018 アタッチメントが拓く生涯発達 発達 特集 最新・アタッチメントからみる発達 3-4 ページ）が、現在、一般的には、人がこの世に生まれたときから形成されていく情緒的絆、「愛情を伴った心の結びつき」のことと考えられている。

発達やパーソナリティに“問題を抱えた”子どもにかかわっていたボウルビィは、家庭環境（親子関係）が子どもの精神的・情緒的発達や社会への適応能力に影響を与えることを実感していた。様々な実証的研究および自身の経験から、「子どもの現実の経験が自己、他者、および関係性についての観念の基礎を形成する」との確信を深め、1994年に London Child guidance Clinic の44人の少年窃盗犯に関する最初の観察報告論文（「愛情欠如行動と、継続的な caregiver がいないことに特徴づけられる無秩序な家庭における子ども期の経験との関連性」）を叙述した（Goldberg 2000）。

家庭環境（子どもとおとなの関係性）の中で、最も顕在化できる現象として母性剥奪に注目し、1951年に世界保健機関（WHO）の委嘱でおこなった第二次世界大戦による戦争孤児の調査報告書(1)の中で、孤児や家族から引きはなされた子どもの精神発達に遅れが生

じることを報告した。すでに報告されていた施設収容（ホスピタリズム）による分離が、上記調査であきらかになった発達を障害する大きな要因であることを強調し、基本的な関係性である愛着が基盤となり、子どもの全人的な発達が進行するとしたのである。

そしてボウルビィは乳幼児期に母性的養育がきちんと受けられなかった場合、パーソナリティの発達におよぼす悪影響についての証拠を検討し、「正常に発達するためには、幼小児が母親（または永続的に母親に代わる者）との『暖かい、親密な、かつ継続的な関係』が必要である」と結論づけ、さらには、親しみ、愛している人物から引き離されたと知ったときの幼い子どもたちの激しい苦痛に注意を喚起し、その短期あるいは長期にわたる悪影響を避ける、あるいはせめて和らげる最善の方法を勧告した（Bowlby 1988 二木武訳 2004）。

4-2 アタッチメント理論の起源

ボウルビィは、大きくわけて (a) 孤児院で暮らす子どもの研究（ホスピタリズム）と (b) 動物の観察と実験の研究にという2つに着目した。

(a) 孤児院で暮らす子どもの研究：幼少期における理論的な方法の一つは、それらが欠如している場合に何が起こるかを検証することである。幼少期の世話がどのような心理学的影響をもたらすかについての初期の研究は、安定した養育者（caregiver）なしに養育された子ども（孤児院で育てられた子ども）。の発達に焦点が当てられた。北アメリカで孤児院が広く用いられていた 1940 年代には、この種の多くの研究がなされ、「孤児院の子どもたちには発達遅滞がみられ、社会的および情緒的行動が異常である」との知見を示した。子どもたちは、親密な関係を形成することができず、見知らぬ人を含む誰に対しても不適切に愛想が良いと述べられている（Godfareab 1943a/Spitaz 1945,1946）。子どもたちが後に里親に育てられたり、養子になったりしたときには、多くの面で改善がみられたが、知的部分と愛情部分（情緒面）には何らかの欠陥が残った（Godfarab 1943a,1943b,1945）。これらは一般的に母性の喪失（maternal deprivation）の影響と解釈されており、現在では古典的となっている Skodak と Skeels の実験によって裏打ちされた。実験では、孤児院から惜しみなく世話と愛情を注いでくれる老人の養子となった子どもと、孤児院に残った子どもとを比較し、養子となった子どもの方が、はるかに正常に発達し、やがて社会の構成員として完全に貢献し得ることを明らかにした。この実験データは、当時にあつては「母子関係」の形成の重要性を示すものとして子どもに対する施設 care の終焉をもたらし、里親制度の導入へと導く誘因ともなった（Goldberg 2000）。

(b) 動物の観察と実験：①Lorenz のカモの imprinting（一部の鳥類が孵化してはじめて見る動く物を母親とみなす）の観察(1935)と②Harry Harlow (Wisconsin Primate Laboratory) の猿の養育（ストレス下にある赤毛猿の子どもがミルクを出す針金製の猿人形よりも、ミルクを出さない布でくるまれた猿人形にしがみつく）の実験である（1959）。これによって、「子どもが母親への緊密な結びつきを形成するのは食物を得るためである」という当時の考えとは異なる「養育者との関係こそが重要である」との視点を示した（Bowlby 1988 二木武訳 2004）。後に Harlow らは、養育者との結びつきをもたないまま実験室内で育った猿は、一見、正常にみられても、異常な社会的行動——仲間と交流できない、正常

性的関係をもてない、妊娠しても子どもを放置したり、虐待する —— (Harlow and Harlow,1965)との研究結果を発表した (Goldberg 2000)。

動物行動科学と精神分析と発達研究を合体させ、動物行動学の研究者の支持も得てボウルビィは母乳が与えられるという二次的な動因ではなく、一時的な理由によって母親（養育者）とのスキンコンタクトを求めているとした。これらの研究をボウルビィは『Attachment and Loss』（1969、1973、1980）3部作として発表し、人間の生涯にわたるパーソナリティの発達と心理社会的適応性、人生生じるさまざまな問題や心身の不調等を整合的に解き明かす理論として完結させたのである。

4-3 アタッチメント行動と内的作業モデル

ボウルビィは、アタッチメント行動という概念も提唱した。これは状況によりよく対処できると思われる特定の人物に接近し、接近を維持することで、危機を逃れ、安定を保とうとする行動のことである。怖い思いをしたり、疲れ切ったり、病気になるなど、危機的な状況が高まったときには、その行動がより強まる (Bowlby 1988 二木武 2004)。このアタッチメント行動は、子どもは養育者との距離を縮め、生存の可能性を高めようとする進化論的に選択された行動である。まだ自らの力で養育者へと近づくことができない生まれたばかりの子どもは、「泣く」というアタッチメント行動によって、養育者を引き寄せ、距離を縮める。やがてはいはいできるようになると、自身の力で養育者に近づこうとする。

また、ボウルビィは乳幼児期における主要なアタッチメント対象（養育者）との関係は対人関係全般に関する内的作業モデル (Internal Working Model : IWM) = 表象モデルとして個人の中に取り込まれ、それがその後のさまざまな他者との関わりを知覚・解釈したり、自らの行動をプランニングする際の指標となることも述べた (園田・北村・遠藤, 2005)。人は、このモデル (主観的確信) にしたがって、自分および他者を評価し、その評価に基づいた言動を取ることになる。また、いったん形成された内的作業モデルは、意識の外にあるため変化しにくいとした。遠藤 (2021 15 頁) は、この内的作業モデルを「一種の人間関係のテンプレート」と述べ、次のように説明する。「同一個人が乳幼児期に見せる対人関係の持ち方等と、成人期にいたって見せる対人関係の持ち方等に、変わらない何かを感じる場合があります。ボウルビィは、その変わらない何かを、IWM という概念をもって説明しようとしたのだと考えられます。個々の具体的行動ではなく、それらの一連の行動を背後から一貫した形で成り立たせている、その人ならではの固有の情報処理や行動発動のクセのようなもの (学術的に換言すれば構成原理や組織化原理) に着目し、それが生涯を通して持続しやすいという仮定をとるなかで、またそれ自体を実証的検討の対象としたパーソナリティ等が、その後、生涯にわたって実際にどれだけ変わらないのか、あるいは変わりうるのかということ、時間軸上で現実的に分析するための研究枠組みを作り上げたといえます」 (遠藤 2021 10 頁)

4-4 Ainsworth の貢献-1 : ストレンジシチュエーション法 (新奇場面法)

アタッチメント理論の発展に大きく貢献した研究者に Ainsworth (以下、エインスワース) がいる。エインスワースは、ボウルビィのアタッチメント理論に基づき、現在、愛着関係を評価する際の世界的な標準的な手法となっているストレンジシチュエーション法 (新奇場面法) を確立した。これは、1 歳児と母親を実験室の中に入れて、そこに見知らぬおとなが入ってきて母親が退室するという場面をつくり、1 歳児が母親との別れや再会、そして見知らぬおとななどどのように関わるかを観察して、その愛着 (アタッチメント) の質を調べるという方法である。具体的には、乳幼児を①母親のいるところ、②一人残されたとき、③再び親が戻ってきたとき、の三つの場面で、どのように反応するかを観察し、その反応のあり方によって乳児が母親に安定したアタッチメントを示すか、不安定なアタッチメントを示すかを分類した。その結果、乳幼児のアタッチメントのタイプを A タイプ (回避型)、B タイプ (安定型)、C タイプ (抵抗・アンビバレント型) の三つに分類した。

さらにエインスワースは、上記の手法による実験室での様子だけでなく、家庭での母子相互作用の観察もあわせて行い、それぞれのタイプの子どもの養育者の感性 (sensitivity : 子どもの心身状態を的確に読み取り、素早く応じる程度) や典型的な関わり方も検討した。感性とは、子どもが表出するさまざまなシグナルに基づいて感情や欲求などの心的状態を的確に読み取り、かつ、迅速に応答する養育者の傾向のことをいう。エインスワースの分析結果によれば、A タイプの子の養育者は、相対的に拒絶的で、とくに子どもがネガティブな情動を表出したり、身体接触を求めたりすると、それを嫌ってかえって子どもから離れていこうとする。B タイプの子の養育者は、相対的に感受性が高く、行動に一貫性が認められる。C タイプの子の養育者は、やや気まぐれ手相対的に行動の一貫性が低く、子どもの側からすれば非常にその行動が予測しにくい。

前述した内的作業モデルの考えを当てはめれば、A タイプの子どもは、「自分は拒絶される存在である」「自分が近づこうとすれば他者は離れていこうとする」といった表象モデルを形成し、B タイプの子どもは、「自分は受容される存在である」「他者は自分が困ったときには助けてくれる」といった表象モデルを形成するため、養育者のふるまいに確かな見通しをもつことができ、結果的にアタッチメント行動は全般的に安定する。たとえば一時的に分離があっても再会時には容易に立ち直り、安堵感に浸ることができる。C タイプの子どもは「自分はいつ見捨てられるか分からない」「他者はいつ自分の前からいなくなるかわからない」といった表象モデルを形成しやすく、結果的に養育者の所在やその動きにいつも過剰なまでに用心深くなり、自分から最大限にアタッチメントシグナルを送出することで、養育者の関心を絶えず自分の方に引きつけておこうとするようになる。このタイプの子子どもが、再会場面で養育者に怒るのは、いつまたふらりといなくなるかもわからない養育者に安心しきれず、怒りの抗議をすることで、一人置いていかれることを何とか未然に防ごうとする対処行動の表れと理解することができる (工藤 2021 50 頁)。

一見すると、A および C タイプは、不適応なアタッチメント・スタイルに見えるが、それぞれを特定の養育環境に適応するための方法と考えられる。養育者の対応・応答に応じて自らの言動を組織化させているのである。

これに対して 1990 年に Main & Solomon は、A B C いずれのタイプにも属さない、もしくはタイプ分けに疑問が残るとされていた子ども 200 人のビデオテープを詳細に再検討

し、そこにある一定のパターンを見出した。いわゆる D タイプの発見である。D タイプとは、無秩序・無方向型と呼ばれるもので、その顕著な特徴は、行動に一貫性が無く、個々の行動がばらばらで秩序立っていなかったり、何をしようとするのかその行動の方向性が定まっていないアタッチメントタイプである（数井 2018）。たとえば突然のすくみ、顔をそむけた状態での親への近接、見知らぬ人におびえた際に親から離れ壁にすり寄るような行動、再会の際に親を迎えるためにしがみついたかと思うとすぐに床に倒れ込むような行動など、本来は両立しないような行動システム（例えば近接と回避）が同時的あるいは継時的に活性化される。現在、虐待を受けた子どもの多くがこの D タイプに当てはまることは良く知られている。

こうしたタイプの違い、アタッチメントの安定性の度合いは、「特定の養育者の応答性に乳児が信頼を持つ程度を表しており、つまり、その養育者と一緒なら、乳児は快適に探索を行うことができ、落ち着いていられることを反映」（『ミネソタ長期研究』117-118 頁）している。従って、子どもに安定をもたらすことができる養育者とは、乳児が発する情緒的表出等に対して「感性が高く応答的な養育」ができることだと述べる（『ミネソタ長期研究』120 頁）。養育者の感性や応答性の大切さは、すでにエインスワースも指摘しており、たとえば A タイプ（回避型）の養育者（母親）は、B タイプ（安定型）の母親と同じくらい赤ちゃんを抱っこするが、それは「乳児が明確に抱っこしてほしいと発信しているときのぞいた場合であった」としている（『ミネソタ長期研究』114 頁）。

最後に、Main と Weston が、1981 年に行ったストレンジシチュエーション法を発展させた実験についても触れておこう。この実験では、約 60 人の乳児を対象に、父親、母親それぞれにどのようなアタッチメントを築いているかを観察する実験を行なった。その結果、両方の親と安定した関係を持っているパターンもあれば、他方の親とだけ安定した関係を持っている場合、どちらとも安定した関係をもっていない場合もあった。両方の親に安定した関係をもっている子どもたちは、もっとも自信を持ち、もっとも能力を発揮したアプローチをした。両親のどちらにもそのような関係をもっていない子どもたちは一番自信がなく、能力を発揮することが最も少なかった。一方の親に安定した関係を持ち、他方の親にはもっていない子どもたちはその中間であった（Bowlby 1988 二木武訳 2004 13 頁）。

4-5 Ainsworth の貢献-2 : 安全基地 (a secure base)

エインスワースのもうひとつの重要な研究は、「安全基地 (a secure base)」とよばれる親子の相互作用についての研究である。カナダのトロント大学で心理学を学んだエインスワースは、William Emery Blatt (ブラッツ) に師事した。ブラッツは、人間の根源的な目標が安心感の獲得・維持にあるとし、安心感に支えられてさまざまな遺髮的探索が可能になり、豊かな人格的成長の機会が生み出されるという「安心理論」を研究していた（工藤 2021 48 頁）。これが後に、安全基地という概念の誕生に大きく貢献したことは想像に難くない。

エインスワースは「乳児が移動できるようになるや、母親を安全の基地として用い、そこから探索行動を行うことに印象づけられた。まわりの条件がよければ、乳児は母親から離れて探索の小旅行を行い、母親のもとへと戻る。8ヶ月までにアタッチメントの対象と

なる人物についての安定した母親像をもっていることが観察されたほとんどすべての乳児は、この行動を示した。しかし、母親が不在のときには、そのような小旅行（探索行動）は顕著でなかったり、取りやめられたりした」（Bowby 1988 二木武訳 2004 56 頁）と言う。

恐怖や不安などの圧倒されるような感情がわきおこったとき、子どもは母親などの特定の養育者に「くっつき」（アタッチメント行動）、慰められ、安心感を取り戻そうとする。養育者の側は、その子どもの気持ちに共感・受容し、具体的な恐怖対象を除去し、気持ちを落ち着かせようとする。この相互作用が繰り返されていくことで、特定の養育者が、子どもの安全基地となり、感情の調整や探索行動の基盤となる。そしてやがて子どもは、実際に養育者にくっつかなくても、気持ちを立て直せるようになっていく（安全基地の内在化）。この安全基地の存在が、子どもの自己調整機能や好奇心、学習意欲、共感能力の発達にとって重要なことは、すでにさまざまな研究で証明されている。

4-6 アタッチメント理論の広がり

ボウルビィは、アタッチメント理論を人のゆりかごから墓場までのパーソナリティの生涯発達を理解するための総合理論だと明言していた。その言葉通り、現在では乳児期から老年期までのあらゆる世代に関する研究が行われている。とくに、20 世紀後半からの発展はめざましい。メインらによる D タイプ（無秩序・無方向型のアタッチメント・スタイルを持つ子どもたち）の発見以後、その研究は飛躍的に進んでいる。たとえば、アダルト・アタッチメント・インタビュー（Adult Attachment Interview: AI）の開発、Phillip Shaver らによる質問紙法を用いたアタッチメント・スタイルの測定、成人の愛着研究。Alan Sroufe らによる逆境的環境における出生から成人までの 30 年にわたって調査し、アタッチメントの在り方が、自身の子育てに影響することはもちろん、その後の学業や友人・恋人・夫婦関係、安定した職業に就けるかどうかにも影響することを見いだしたミネソタ長期研究（『ミネソタ長期研究』）。D タイプと虐待の関係、またそうした安定した愛着が形成できなかった場合に低下するメンタライジング機能（自己と他者の心理状態に対する注意深さ）の研究などである。眼球運動による脱感作と再処理法でトラウマの克服を目指す EMDR を初めとする、近年、開発されたさまざまなトラウマをターゲットにした心理療法も、すべてアタッチメント抜きには語れない。今や心理療法や家庭・家族支援に携わる者にとって、アタッチメントの視点は、当然押さえておかなければならない重要なものとなっている。

21 世紀に入ってから、アタッチメントの脳神経・生理学的基盤および進化生物学的機序を最新科学に基づき解明しようとする動きも盛んになった。たとえばオキシトシンというホルモンが育児そのものに関与することや、愛着行動によってオキシトシンが分泌され、ストレスや不安を軽減してくれること（岡田隆司 2016）。トラウマ治療から広がったポリヴェーガル理論による背側迷走神経の発見（虐待などの危機に瀕すると副交感神経の一種である背側迷走神経が働き、それが解離や凍り付き（フリーズ）をもたらすというもの）。臨床家としてのボウルビィへの原点回帰として、アタッチメント・ベースド・セラピーをはじめアタッチメント理論をさまざまな臨床実践の現場に活かそうという動き、アタッチ

メント研究の実証的知見を保育・教育、社会福祉施設等の実践エビデンスとして活用しようとする向き、などが非常に盛んになっている（遠藤 2021 21 頁）。必ずしも虐待の4カテゴリーには含まれなくとも、機能不全家族での生育歴などによる逆境的小児期体験（Adverse Childhood Experience : ACE）が人生全体に与える影響の研究は、DSM（アメリカ精神医学会による診断基準）が分類する愛着障害には当てはまらなくとも、愛着の問題を抱えた子どもがどのような成人になっていくのかを見事に指し示した。また、前述した『ミネソタ長期研究』は、安定型のアタッチメントは、強靱なレジリエンス（ストレスや困難に遭っても耐える弾力性、回復力、元の状態に戻る力や性質などを指す）をつくると述べる（『ミネソタ長期研究』262 頁）。もし、そうした関係を持たず、不安定型となった場合についても、次のように言及している。「安心感のある『抱える』関係の枠組み（Brazelton et al. 1974）のなかで、乳児は自分自身を『抱えること』、行動を抱合すること、注意の焦点づけをすることについての重要な何かを学ぶ（Sroufe et al. 2000）」（『ミネソタ長期研究』288 頁）。この失敗が ADHD とされる問題と関連し（『ミネソタ長期研究』289-293 頁）、「不安定型アタッチメントのパターンは後に問題を呈する経路を開始するものであると考えられるべきであり、それは時間が経つにつれて DSM で表されるさまざまなかたちで終結しうる」（『ミネソタ長期研究』315 頁）。

こうした研究、事実の積み上げは、乳幼児をもつ養育者を対象に、子どものアタッチメント欲求への気づきと応答性を高める子育てプログラム「安心感の輪」（北川 2018）など、アタッチメントに焦点化した親子関係支援プログラムの開発にもつながっている。

4-7 アタッチメント理論が導き出す「愛される権利」とは

前項まで、アタッチメント理論から導き出される「愛のある家庭環境」および、そうした環境（関係性）が子どもに何をもちたらし、何を奪うのかについて述べてきた。それらを踏まえ、ここでは「愛される権利」とはどのようなものかについて述べる。

無力なまま生まれてくる子どもは、だれかに世話されなければ生き延びることができない。そのため人間は、「他者にくっつく」能力を持って生まれてくる。子どもは、恐い思いをしたり、疲れたり、病気になったりしたとき、特定の養育者に近接することで、その恐怖を鎮めようとする（アタッチメント行動）。そうした子どもの行動——泣く、笑う、甘えるなどの養育者への呼びかけ——によって養育者の側には「子どもの恐怖や不安を緩和してあげたい」という感情が芽生え、慰めるための行動が喚起される。このとき、養育者の側が子どもの表出する感情やニーズに、いかに敏感で応答的であるかが重要である。

子どもが今、何を感じ、思っているのかを敏感に察知し、応答してくれる養育者との関係性によって子どもは、外界からの刺激による恐怖を収める感覚（情動コントロール）を学び、「自分は大切な存在である（自己肯定感）」という感覚を手に入れる。「自分は守られている」という安全感を獲得し、「世の中は自分を受け入れてくれている」という基本的信頼感を育て、「求めれば他者は助けてくれる」という対人関係パターンを学ぶ。自分の恐怖に共感し、手を差し伸べてもらった経験から、やがて他者の痛みにも共感し、他者となつながら、他者を助ける人へと成長する。「戻ることができる安全な場所がある」（安全基地）という確信が、外の世界を探索する勇気や新しい物事にチャレンジすること、自

律的に自分らしい人生を歩むことを可能にする。ボウルビィが仮説を立てたように、自立の基盤は、応答的な養育とそれが導く安定的なアタッチメントの来歴によって確立するのである（『ミネソタ長期研究』155頁）。

近年の研究は、アタッチメントおよびアタッチメント行動は、たんに生存に関わる潜在的危機を回避し、生存の可能性を高めるだけでなく、人間をつねに安定した情動状態に置き、外界への探索活動や学習活動を促進し、持続的で円滑な対人関係を築くために不可欠なものであることを示している。Siegel（2000）は、アタッチメントとは①養育者（愛着対象）への接近を求める力であり、②安心感を持つ力（苦しいときや困ったときにその苦しみを緩和する力）であり、③心の中に安全基地のモデルを発展させる力（養育者と同一化し、養育者と離れていてもいつでも一緒にいて守られている感覚を持つ力）であると述べている。

つまり、「愛される」関係、「愛のある家庭環境」とは、子どもが今できる、せいっぱいのやり方で養育者に呼びかける本能的な力（アタッチメント行動）に対して養育者がきちんと顔を向け、欲求（ニーズ）をくみ取り、問題（不安）を解消し、子どもに安心感を与える応答してもらうことができる関係（家庭環境）のことだ（木附ら 2016）。こうした関係性を子どもに保障することによって、子どもは全人的な発達を遂げ、幸福に人生を生きて行くための切符を手に入れることができる。それが、「子どもの権利条約」前文が示す「愛情と幸福と理解のある環境」の保障、すなわち「愛される権利」の保障なのである。

第5章 「子どもの権利条約」第12条「意見表明権」の新しい解釈

5-1 第12条「意見表明権」のこれまで理解

前章では「子どもの権利条約」が前文で示す「愛される権利」について、心理学的知見をもとに明確にした（「2-1 研究の目的（2）」）。それを前提に、本章では、「子どもの権利条約」第12条「意見表明権」がどのように解釈されるべきかを示す（「2-1 研究の目的（3）」）。

最初に、12条「意見表明権」の内容を確認しておこう。同条文1項は次のように謳っている（下段原文）。

自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする

1States Parties shall assure to the child who is capable of forming his or her own views the right to express those views freely in all matters affecting the child, the views of the child being given due weight in accordance with the age and maturity of the child.

もしこれを文字通り解釈し、子ども自身の表明する意見に基づいて、子どもに関わるすべてのことが決定されることこそ意見表明権の本質であるとするならば、「このように子

どもは意見表明権を通して親や社会に影響を与える力（参加権）を持っており、これこそが子どもの権利行使の主体性である」と言う通説は間違っていない。昨今、日本でも広がりつつあるアドボカシー制度や子どもの意見表明支援員などの制度も、この考え方に基づいて制度設計が進められている。

これまで12条「意見表明権」は、子ども未熟論を克服し、権利行使の主体性を保障するため、条約13条「表現の自由」などとともにも市民的自由の系譜に属すると理解されてきた。従って、子どもの表明した意見の内容それ自体を尊重すること（限りなく自己決定権に近づく）や、子どもが社会に参加する権利を保障したものと理解されていた。しかし、意見表明権を自己決定権と同じものと解釈してしまえば、まだ未熟な子どもに対し「自分で決めたのだから、自分で責任をとりなさい」という、早期の自立を促し自己責任を問う残酷なものとなる。

たとえば、共同親権の導入か否かで話題になっている離婚・別居家庭における別居親との面会交流の決定が良い例である。現在、「子どもが拒否しているから」と、別居親に合わせないことが「子どもの最善の利益である」と、子どもが別居親と一切、会えなくなってしまうケースが山のように報告されている。しかし、たとえ、子どもが本心から拒否している場合であっても、「子どもから親を奪う」ことなどあってはならない。もし、今、会うことが難しいのだとしたら、「どうしたら会えるようになるのか」「なぜ子どもがそんなにも拒否しているのか」を子どもの周囲にいるおとなたちが真剣に考え、方策を講じ、もう一度、別居親との関係性を構築できるよう、努力すべきである。間違っても「あなた（子ども）が選んだのだから」と、子ども自身に自らの親との関係を切る選択をさせ、その責任と罪悪感を押しつけることは許されない。

もし、それが乳児であったらどうか。乳児が親に会うか会わないかなど選ぶことはどうしてできないから、乳児は第12条「意見表明権」の行使主体者にはなれない、ということになる。おとなとは違う、おとなよりも脆弱な子どものために用意された「子どもの権利」でありながら、最も弱い立場にある乳児が使うことのできないのだとしたら、何の意味も無い。このように考えたとき、「子どもの意見を適切・的確に把握して、そのまま尊重」すれば、それで本当に「子どもの最善の利益」（条約第3条）が守られるのか。従来の「意見表明権」の解釈に疑問を感じざるを得ない。

5-2 第12条「意見表明権」がいう「子どもの意見」とは

第12条「意見表明権」の原文を見ると「子どもの意見」は“views”の訳語であって、“opinions”や“intentions”など、表明された意思の内容に重きを置いた表現ではない。また、大勢の前で自分の考えを表明するような、理路整然としたものである必要もない。したがって、「子どもの権利条約」がいう「子どもの意見」は、社会的に承認されるようなものでも、倫理的に正当性が付与されるものでも、あるいは論理的に一貫したものである必要もない。つまり、感情や欲求の表出でも、言語によらない行動でもよいのである。実際、2010年に日本政府報告審査の座長を務めたクラブマン委員（ドイツ）は、そのように述べ、さらには「アタッチメント行動も含まれる」とした。また、国連「子どもの権利委員会」の一般的見解7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」のパラグラフ14、16、および一般的見解12号「意見を聴かれる子どもの権利」の同20、21も同じ主旨のことを

述べている（福田 2023 8頁）。

これらを見ると、日本語訳としては、本来、「意見」というよりも「欲求」、「呼びかけ」もしくは「アタッチメント行動」等とした方が、より実態を表していると言える。さらに、一般的見解 12号（特にパラ 20 および 21）は、乳幼児を含む子どもには「意見をまとめる力」があることを強調している。つまり、まだ言語や認知の発達が十分でない子どもも、「意見を形成する能力」があると考え、ある事象のプロセスで、「子どもは自分自身のまとめた所見を親に社会に発する権利があり、その所見が年齢と成熟度に応じて適切に尊重されることによって、子どもは親や社会に影響を与え（参加する権利の実践）、これを通して子どもの主体性が実現されることになる」としているのである。

ときには、子どもが表明した意見（欲求、感情等）の中身に重きを置き、それを評価・実現することが必要な場合もあるだろう。だが、それよりも大事なことは、子どもが圧力を受けたり、忤度したり、空気を読むことなく、今できるやり方で、また次に意見表明することを躊躇させられないことがないよう、「自由に自己の意見（欲求、感情、愛着行動等）を表明できる」ということだ。これこそが意見表明権の本質である。そして、表明された意見は「相応に考慮される」のだから、親や養育者等は、子どもの意見（欲求、感情、愛着行動等）にきちんと顔を向け、何を求めているかをくみ取り、年齢と成熟に応じて問題（不安）を解消し、子どもに安心感を与える応答をしなければならない。つまり子どもの意見表明権とは、①自己の欲求や願望やアタッチメント行動を通して、②養育者に無条件に抱えられ、③常に受容的に応答してもらう権利であり、親や養育者は、子どもにとって安全基地となるような家庭環境を保障してあげなければならない義務を負うことを意味する。子どもの呼びかけに応じて、子ども自身が親や養育者と「受容的な応答関係をつくる」権利なのである（福田 2023 14-17頁）。

5-3 乳幼児でも権利行使の主体たる第12条「意見表明権」とは

「子どもの権利条約」が画期的なのは、子どもの「愛される権利」をただ「子どもはそのような地位にある」という利益説的権利（福田 2021）として宣言するだけでなく、第12条「意見表明権」を通して「愛される権利」の具体的な内容を特定し、子ども自身が「愛される地位」を自らの力で実現できる権利として保障しているところにある。4章で述べた心理学の知見を確認しながら、もう一度、12条「意見表明権」を見てみよう。

たとえ乳幼児であっても、何を欲求し、何を願っているのか、その年齢や成熟度に応じたかたちで表明することは可能である。乳幼児は、自分に影響するあらゆる事項について、泣いたり、むずがったり、手足をばたつかせながら、今、感じていること、何をしたいかと思ひ、何が不快なのかを養育者に向かって必死に伝えようとする。「この不安や不快を取り除いてくれ！」と、泣き叫んで養育者を引き寄せ、自らの願いや思いを表している。

心理学の知見と合わせて考えてみれば、12条の「意見（views）」には、新生児でも表明できる欲求やアタッチメント行動や非言語的な態度や行動が含まれることは明かである。すでに上述したように、「子どもの権利委員会」（2005）は、その視点を入れた「乳幼児期（出生から8歳まで）における子どもの権利」に関する一般的意見7号（パラグラフ 21）を出している。

「子どもの成長発達には、子どもが外界に働きかけていく力（主体性）を尊重し、実現し

てくれる親および専門家（保育士や教師など）との人間関係（受容的な応答関係）が不可欠であることを確認し、それを実現するための具体的な権利として、子どもの権利条約第12条の「意見表明権」を「子どもがありのままの意見・欲求を身近なおとなに表明し、それに適切に応答してもらう権利」と解釈している。

12条「意見表明権」の言う、「意見」とは、その子どもが、身近なおとなにに向かって出す思いや願い（欲求）のことだ。だが、子どもは、幼ければ幼いほど不確定なかたちでしか自分の思いや願いを表明することはできない。たとえば、子どもが「アー」「ウー」と意見表明しても、それが、恐怖や不安からくるのか、何か望んでいるのか、あるいは拒否感情なのかなどは不明確である。ここで重要なことは、分かるかたちで表明された中身（意見や意思）そのものではない。子どもが、今できる精一杯のやり方で「『ねえ、ねえ』顔をこっちに向けてよ！」と呼びかけ、それに対して身近なおとなが「なあに？」と無条件で向き合ってくれることを待っているという点である。表明された意見がおとなの目から見てどんなに馬鹿げていたり、無意味に感じたりするものであっても、自分の呼びかけに無条件で応答し、問題を一緒に考え援助してくれるおとなとの「受容的な応答関係」の形成こそ、「子どもの権利条約」前文が子どもの成長発達権の保障に不可欠だとしている“愛情と幸福と理解のある環境”の具体的な保障なのである。

「子どもの権利条約」は、このように「愛される地位」（＝抽象的な愛される権利）を、子どもの意見表明権を通して成長発達の中で出会う身近なおとなとの間に、子ども自らが「受容的な応答関係」をつくる権利として具体化し、「愛される権利」を子ども自身が実現できる権利として規定したのである。かくして、子どもは、利益説的権利と考えられていた成長発達権を子どもが自ら実現できる能動的な権利へと転換したのだ。

12条「意見表明権」は、条約13条「表現の自由」とはまったく違うものだ。アタッチメント理論でも示された、子どもが自らの尊厳と成長・発達を実現するために不可欠な「受容的な応答関係」を、子ども自身の力で、身近なおとなとの間につくる権利なのである。

このように12条「意見表明権」をとらえれば、乳幼児であっても十分に権利行使の主体となり得る。また、ともすればおとなの都合の押しつけになってしまう「最善の利益」や子どもの管理・支配の道具ともなり得る「愛情」を子ども自身がはねのけることもできるのである。

5-4 第4・5回『総括所見』における意見表明権

国連「子どもの権利委員会」が日本政府に出した最新の『総括所見』は、「子どもが遭遇する人生のさまざまなプロセスに「意味のある形でかつエンパワーされながら参加すること “meaning and empowered participation” を促進せよ」と勧告している。“empowered participation”とは、「その集団の中で弱い立場・状況にある者に対し、（本来持っている力を取り戻せるよう）力を与える」という意味を有している。おとながつくり上げた、おとな都合の社会のなかで弱い立場に置かれた子どもをエンパワメントし、参加できるようにするということは、「どんなに馬鹿げた意見表明でも受容的に受けとめ、応答し、その社会の仲間に入れる」ことを意味しているといえる。

つまり国連「子どもの権利委員会」は、「子どもだから」と否定されたり、「子どもの

くせに」と拒否されることなく、一人の尊厳を持った人間として尊重され、安心して意見（欲求）を表明しながら、自らの人生のプロセスに参加できるような環境の保障を求めているのである。

第6章 「ひとり一人の子どもを大切にするための保育環境調査」

6-1 アンケート調査の概要

①現在の保育園が抱える問題、②第4・5『総括所見』が勧告する保育の質の確保・向上がどの程度、実現できる場になっているのか、③日々の保育実践の中で現場の人々が感じていることを把握するため、「ひとり一人の子どもを大切にするための保育環境調査」という「調査票」に基づくインターネット調査を実施した。

調査対象は、保育施設で働く全ての方々。調査期間は2023年5月31日～7月1日(1ヶ月間)で、最終的に2143件の回答を得た。記入の際は、5月31日時点の状況を記入していただけるよう、お願いした。「調査主旨」および「調査項目」は次の通りである。

<調査主旨>

子どもの権利条約はひとり一人の子どもが「世界でたった一つの宝」として輝くためにつくられた国際的な約束事です。それを実現すべく、前回の国連審査後に日本政府へと出された国連からの「懸念と勧告」（「総括所見」）には、保育所等における保育の質の確保・向上に関する内容が盛り込まれました。

「保育の質」の確保には、まず保育士の労働環境が良くなり、保育士がひとり一人の子どもと向き合える時間や気持ちの余裕がなくてはなりません。「異次元の少子化対策」と言いながら、保育士の配置基準さえも70年以上ほとんど変更されないままでは、いくら「子どもの思いに寄り添いたい」と思っても個人の力には限界があります。関わりが難しくなっている保護者への対応もままならなくなります。

みなさんの保育所は、「保育の質」の確保・向上が実現できるような場所になっているでしょうか。次回の国連「子どもの権利委員会」による日本政府への審査も視野に入れ、現状を把握し、日本の保育政策を改善するためにぜひご協力ください。

[調査項目]

Q1. ご回答頂いている方の施設の施設種別をお答えください。

- 認可保育所 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園 その他

Q2. ご回答頂いている方の役職をお答えください。[複数選択可]

- 理事長 理事 園長 副園長 主任保育士・主任保育教諭
- 副主任保育士・副主任保育教諭 保育士・保育教諭（クラスリーダー）
- 保育士・保育教諭（クラスリーダー以外） 保育士・保育教諭（フリー）
- 保育補助（資格なし）

保健師 看護師 栄養士 調理員 事務員 その他

Q3. ご回答頂いている方の雇用形態をお答えください。

正規職員 非正規職員 派遣職員 その他

Q4. ご回答頂いている方の勤務年数（保育施設でのトータル）をお答えください。

2年未満 2～4年未満 4～6年未満 6～8年未満
8～10年未満 10～15年未満 15～20年未満
20～25年未満 25年以上

Q5. ご回答頂いている方の一日の勤務時間（残業含む）に最も近いものをお選びください。

4時間未満 4時間程度 5時間程度 6時間程度 7時間程度
8時間程度 9時間程度 10時間程度 10時間超

Q6. 現在の勤務時間は、子どもと継続的に安心して関わられる状況であると思いませんか

そう思う ややそう思う やや思わない 思わない わからない
お答えの理由をお聞かせください。（自由記述）

<勤務する園の状況を（5：十分）～（1：不十分）で評価し、できたら要望や問題点等を具体的に記述してください>

Q7. 仕事への誇り・満足度は高いですか（5 4 3 2 1）

Q8. ひとりひとりの子どもとの関わりはきちんとできていますか（5 4 3 2 1）

Q9. 今の最低基準で子どもの成長発達を実現することはできますか（広さ、衛生・安全設備、人員配置等）（5 4 3 2 1）

Q10. 保護者への支援・対応はできていますか（5 4 3 2 1）

Q11. 給料・福利厚生そのほか働く環境に満足していますか（5 4 3 2 1）

Q12. 子どもの権利条約の周知、理解は進んでいますか（5 4 3 2 1）

Q13. 適切な保育をするための予算は十分ですか *経営者・園長のみご回答ください
（5 4 3 2 1）

<以下は自由記述です>

Q14. 「不適切な保育」が起きてしまう原因や理由は何だと思いませんか。どうしたら改善できるでしょうか。

Q15. 子どもとの関わり、子どもと接するときに大切にしていることを教えてください。

Q16. 「もしこんな保育ができれば」というあなたの“夢の保育”を教えてください。

6-2 数字から見える保育現場の状況

回答者の勤務先は約7割が認可保育園、続いて幼保連携型認定こども園（21.5%）、保

育所型認定こども園（8.4%）だった(Q1)。

アンケートでは、回答者の役職を細分化して尋ねていたが、それでは傾向がつかみにくいなどがあった場合は、雇用形態にはこだわらず、園長・副園長・理事という「管理職」と日常的に子どもとかかわる役職である「保育士」、それ以外の役職の「その他」の三つに分け、整理し直した。

アンケートを概観して分かるのは、「仕事への誇り・満足度」(Q7)の高さである。1～5段階評価で4以上の回答が6割を超える。さらに、「ひとり一人の子どもとの関わりはきちんとできているか」(Q8)と「保護者への支援・対応はできているか」(Q10)の評価も高く、保育本来の仕事に取り組み、誇りを持っている様子が見えてくる。また、アンケート全体を通して自由記述に熱心に書き込んでくれており、そこから仕事への熱意が伝わってくる。中でも「子どもとの関わり、子どもと接するときに大切にしていること」(Q15)については1130件と全体の回答者(2143件)の半数以上が記述してくれていた。

気になったのは、個人の仕事への満足度や熱意の高さに反比例するように、制度や環境整備への評価が低いことである。たとえば、「今の最低基準で子どもの成長発達を実現することはできるか」(Q9)は半数以上が5段階評価のうち、低い方の1と2に集まっており、4と5は合わせて2割程度であった。同様の傾向は「適切な保育をするための予算は十分ですか」(Q13)にも見られ、こちらも1と2を合わせた数字が半数を超え、4と5は2割に満たなかった。一方、「給料・福利厚生そのほか働く環境に満足していますか」(Q11)の最も多い回答は3(29.4%)で、次いで2(23.8%)となっていた。

こうした結果から推測できるのは、「制度や職場環境は貧弱にもかかわらず、保育士本来の仕事へのやりがいを感じているため、甘んじて現状を受け入れている」という現場の姿である。それはつまり、「貧弱な制度を保育士個人の熱意と努力で支えている」ということになる。たとえば1日の勤務時間の長さを見てみると、「管理職」と「保育士」「その他」に分けたグラフ(以下、3分類のグラフ)では、「管理職」では8時間を超えているのは半数以上(55.8%)、「保育士」では、36%だった(Q5)。

個人の熱意と努力には限界がある。それが、やりがいのある仕事にもかかわらず、定年退職まで働けない状況をつくっているのではないか。3分類のグラフを見ると、「管理職」は勤務年数25年以上が4割を超えるが、「保育士」は12%程度、「その他」は3.8%。「保育士」で一番、多かったのは10～15年未満(16.8%)だった(Q4)。

また、「子どもの権利条約の周知・理解は進んでいるか」(Q12)をのぞいた、Q6～Q14の自由記述で目立ったキーワードを数えたところ、「時間」(1065件)、「配置」(782件)、「基準」(558件)、「人員」(477件)、「不足」(386件)、「人手」(114件)の順になっており、ここからも「最低基準や人手が不足しており、時間が足りない」と感じている現場の実態が見て取れた。

6-3 アンケートの自由記述から

Q12をのぞくQ6～Q14の自由記述を見ても、どの問いの回答でも「配置基準を見直して欲しい」「部屋が狭い」「持ち帰りの仕事が多い」「時間に追われている」等の記述が目立ち、前項での数字を裏付けるものになっている。

特筆すべきは、アンケート全体で最も評価の高い回答が多かった「ひとり一人の子どもとの関わりはきちんとできているか」(Q8)についても、配置基準の貧しさや人手不足、子どもの人数が多すぎる、事務仕事や行事にかかる時間が多すぎる、休憩が取れないなどの声が多い。代表的なのは「管理職」による次のような記述である。

「保育園に求められていることが、年々多くなり、若い保育士はもちろんベテラン保育士も現場は疲弊しています。子どもに関わる人は心に余裕を持ち、ゆったりとした心で子どもに関わることが大切とです。社会が保育園に求められることを、一生懸命取り組んでいるのが現場です。しかし、多すぎる。保育士になり手が無いのは、この辺にもあるのではないのでしょうか。処遇改善はありがたいことですが、賃金を増やすことばかりが、処遇改善と考えている施策が貧弱です」

また、昨今の「不適切保育」批判によって、関わり方に迷いを生じているという回答も「保育士」の立場を中心に見られた。たとえば以下のようなものである。

「昨今の報道により、保育士に求められるものがエスカレートしているように感じます。子どもの人権や命を守ることは大前提ですが、やることなすこと全て「虐待」と言われるのではないだろうか・・・この関わり方は適切なものであろうか・・・と生きた心地がしません。余裕を持った保育を行うための人手と、スキルのある保育士の確保は本当に難しいです」

この Q8 における、矛盾するような 5 段階評価と自由記述の内容をどう考えればよいのか。精査するためには、さらなる調査が必要であろう。しかし、成立ちえるひとつの推測は、「『ひとり一人の子どもにきちんと関わりたい』と切に願い、それに向かって一人ひとりの保育士が最大限努力している」ことではないだろうか。

ちなみに、他の質問に対する自由記述に書かれている問題点や改善されるべき点もほぼ共通で、「『不適切保育』の原因や理由」(Q14)でも、さまざまな意味での余裕のなさを訴える声が多かった。そのためか「子どもをコントロールしてしまう」「保育士の考えを押しつけてしまう」といった主旨の記述も目立った。

6-4 日常の保育では「子どもの権利条約」が実践されていた

では、「子どもの権利条約」について、どのように考えているのかを確認しておこう。「子どもの権利条約の周知、理解は進んでいるか」(Q12)は、5段階評価の3が42.7%と最も多く、次いで4が33.3%だった。自由記述を見ると、研修や勉強を行ってきたが、理解については消極的な意見が多い。「周知はしている(できている)が、理解が進んでいるかと言われるとそうではない」ということなのであろう。また、なかには「こんな文書が役に立つとは思えない」(「管理職」)との記述もあった。

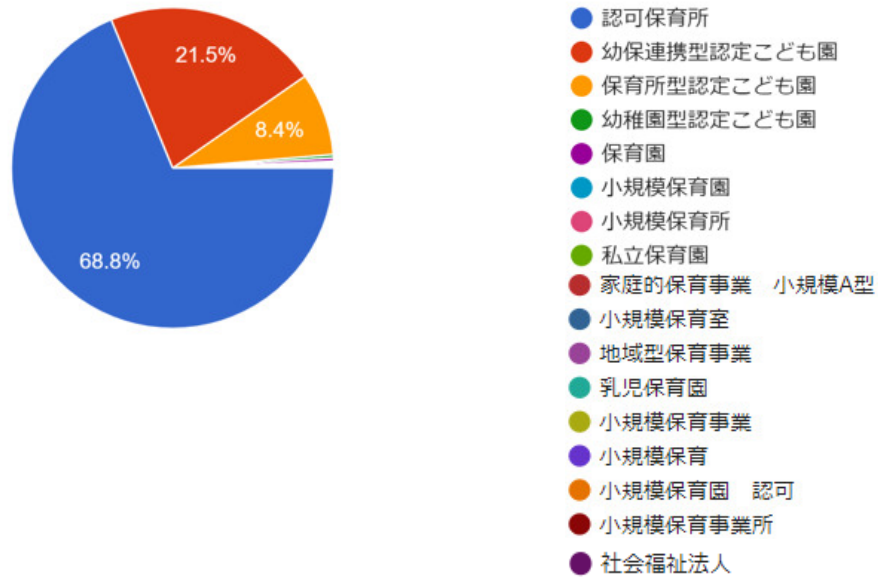
こうした回答から読み取れるのは、「条約の存在は広く知られているが、その意味内容や解釈までは深められてはいない」ということである。だが、興味深いことに、日常の

保育実践では、「子どもの権利条約」の本質が大切にされていた。最も自由回答が多かった（1130件）「子どもとの関わり、子どもと接するときに大切にしていること」（Q15）の目立ったキーワードを集めてみると、「気持ち」（474）、「寄り添い」（273）、「受け」（172）、「尊重」（135）、「愛」（76）となっていたのである。

すでに4章・5章で確認したように、「子どもの権利条約」前文が掲げる全人的な人格の発達を遂げるため、子どもにとって最も大切なことは「愛される」ことであり、その保障とは、子どもが今できる、せいっぱいのやり方で表明する子どもの意見（欲求やアタッチメント行動も含む）に対して、養育者の側がきちんと顔を向け、子どもが安心できるよう応答することである。回答の示す、子どもの「気持ち」に「寄り添い」「受け」とめ、「尊重」し、「愛」を持って接することを大切にしている保育とは、「子どもの権利条約」の実践にほかならない。

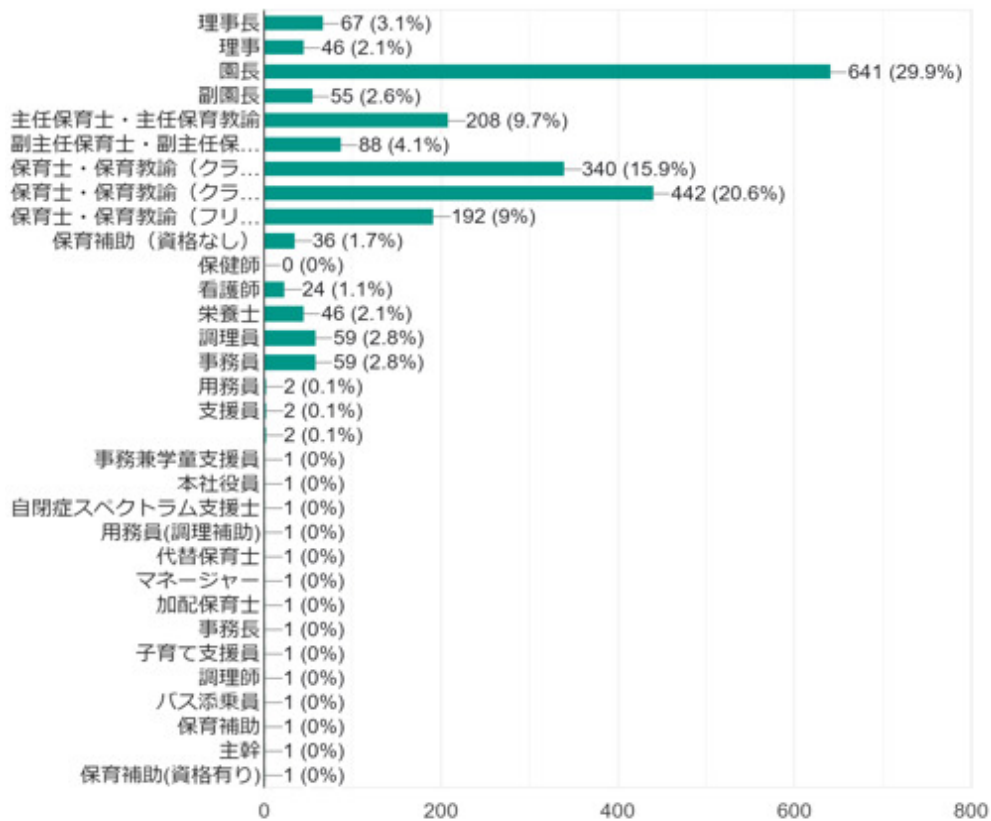
Q1.ご回答頂いている方の施設の施設種別をお答えください

2,143 件の回答



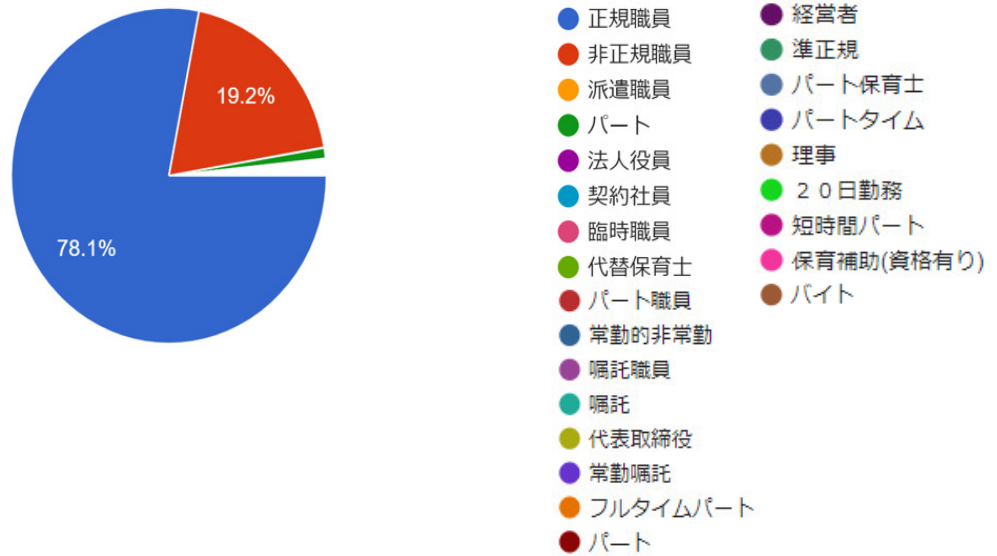
Q2.ご回答頂いている方の役職をお答えください[複数回答可]

2,143 件の回答



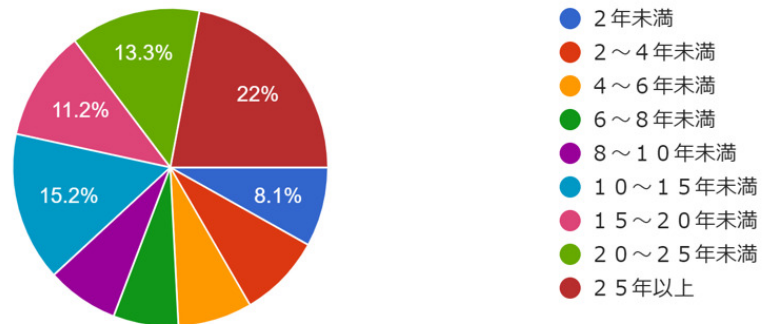
Q3.ご回答頂いている方の雇用形態をお答えください

2,143 件の回答



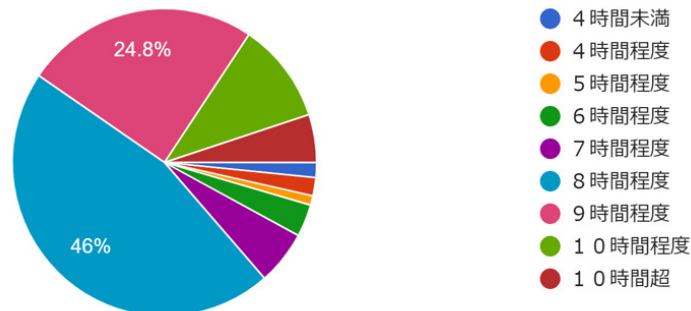
Q4.ご回答頂いている方の勤務年数（保育施設でのトータル）をお答えください

2,143 件の回答

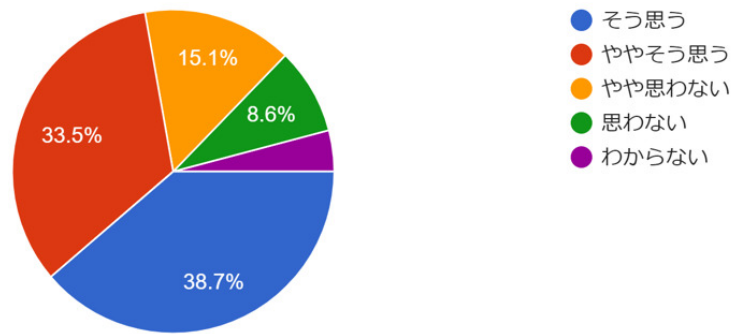


Q5.ご回答頂いている方の一日の勤務時間（残業含む）に最も近いものをお選びください

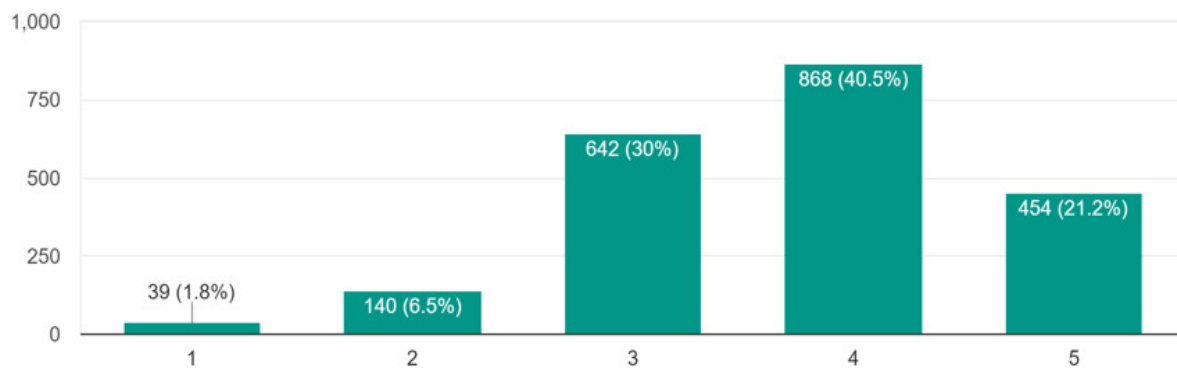
2,143 件の回答



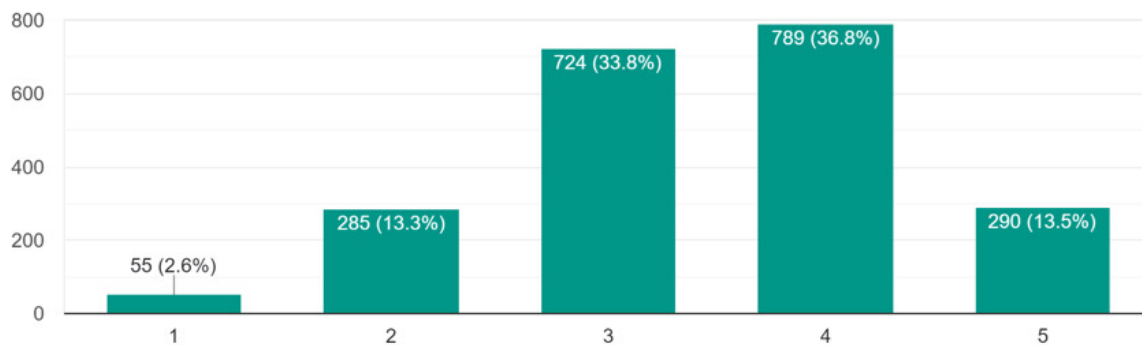
Q6. 現在の勤務時間は、子どもと継続的に安心して関われる状況であると思いますか
2,143 件の回答



Q7. 仕事への誇り・満足度は高いですか
2,143 件の回答



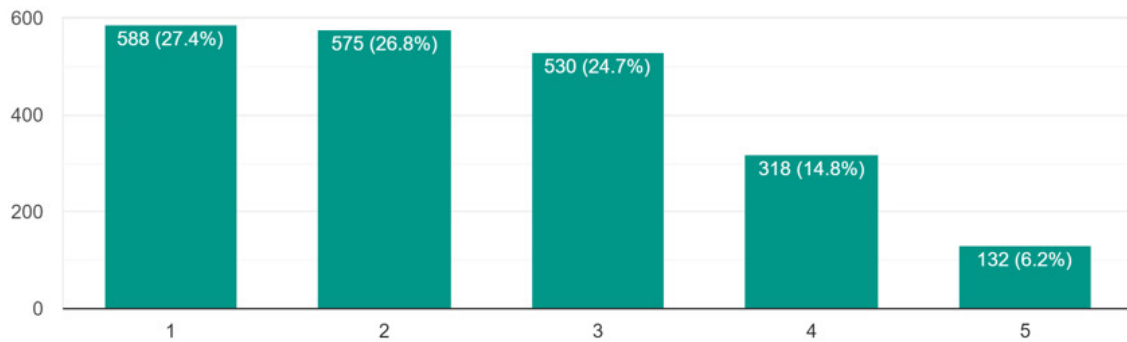
Q8.
ひとり一人の子どもとの関わりはきちんとできていますか
2,143 件の回答



Q9.

今の最低基準で子どもの成長発達を実現することはできますか
(広さ、衛生・安全設備、人員配置等)

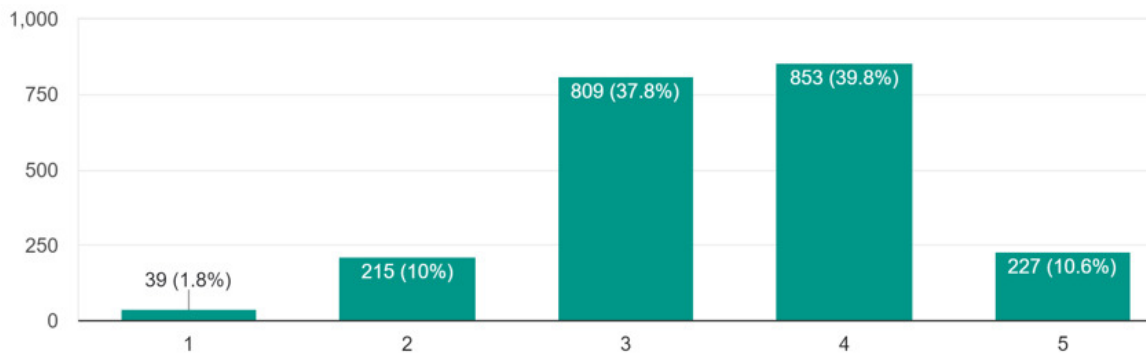
2,143 件の回答



Q10.

保護者への支援・対応はできていますか

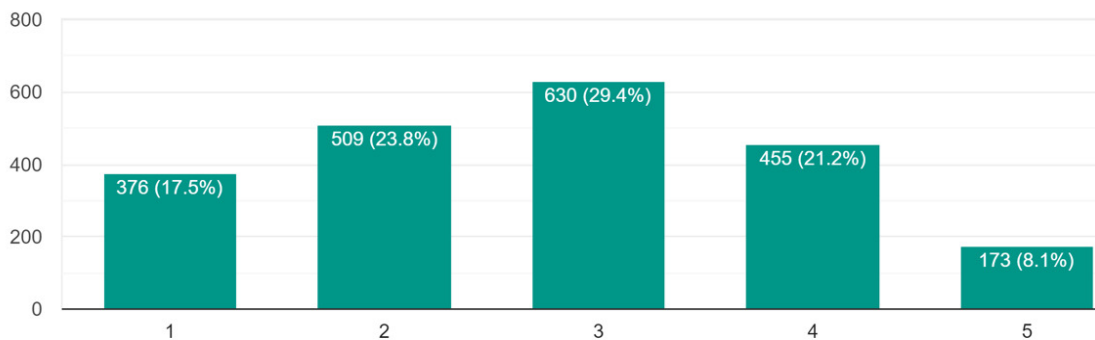
2,143 件の回答



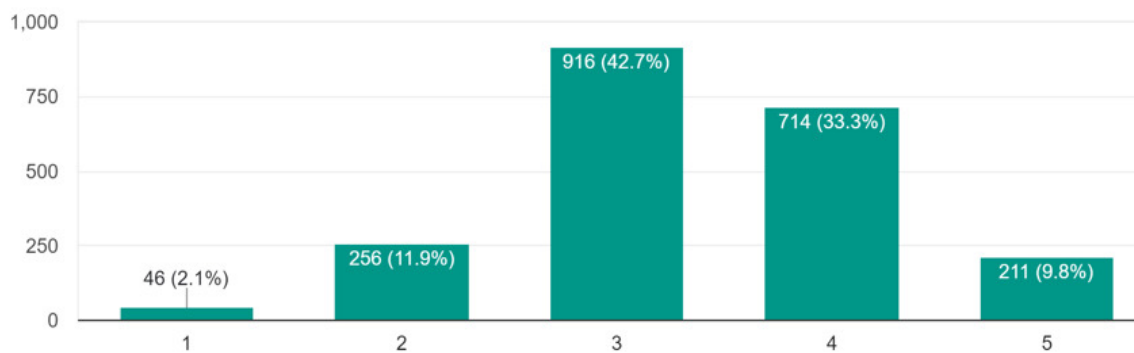
Q11.

給料・福利厚生そのほか働く環境に満足していますか

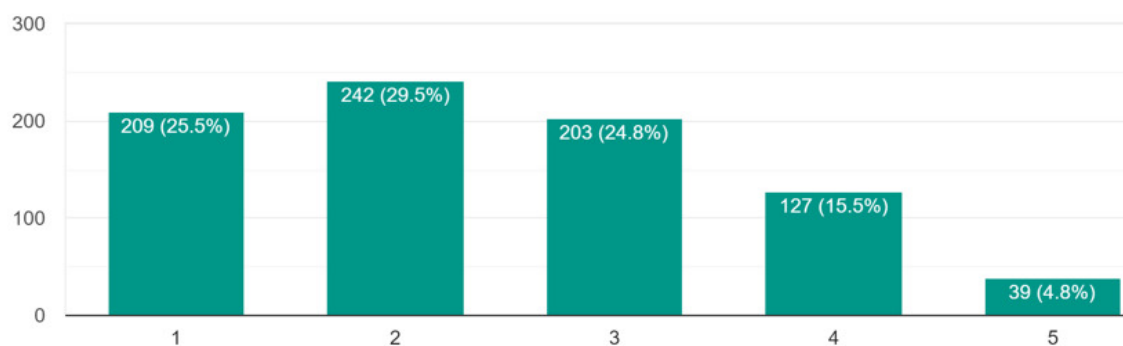
2,143 件の回答



Q12.
子どもの権利条約の周知、理解は進んでいますか
2,143 件の回答

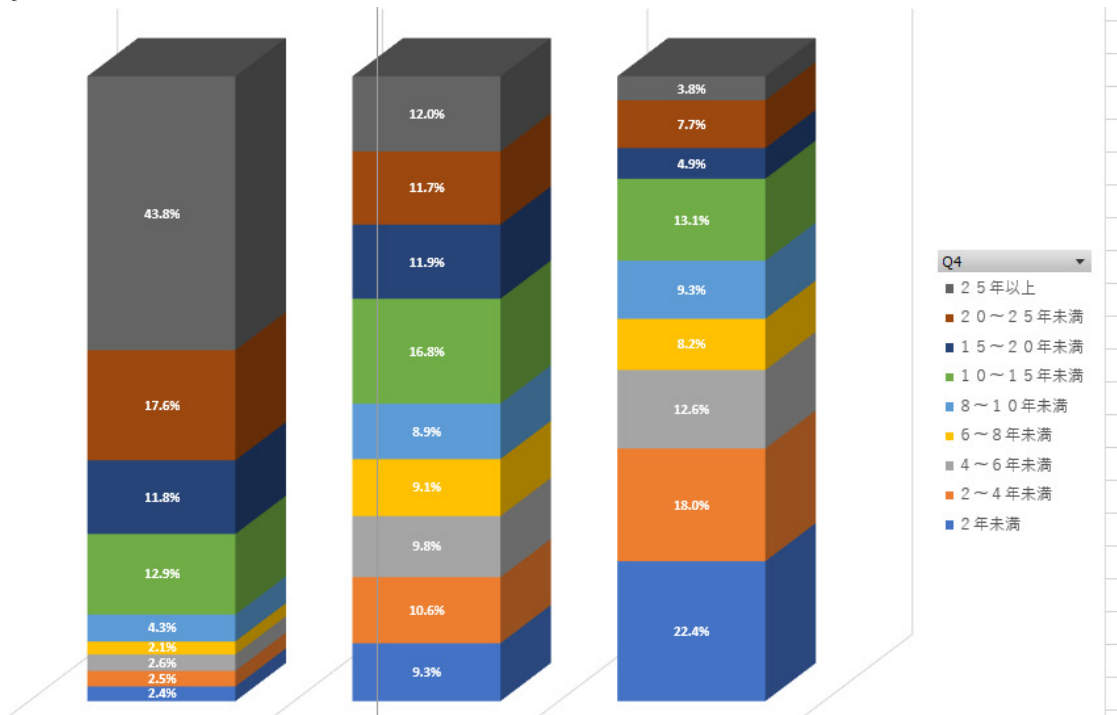


Q13.
適切な保育をするための予算は十分ですか
820 件の回答

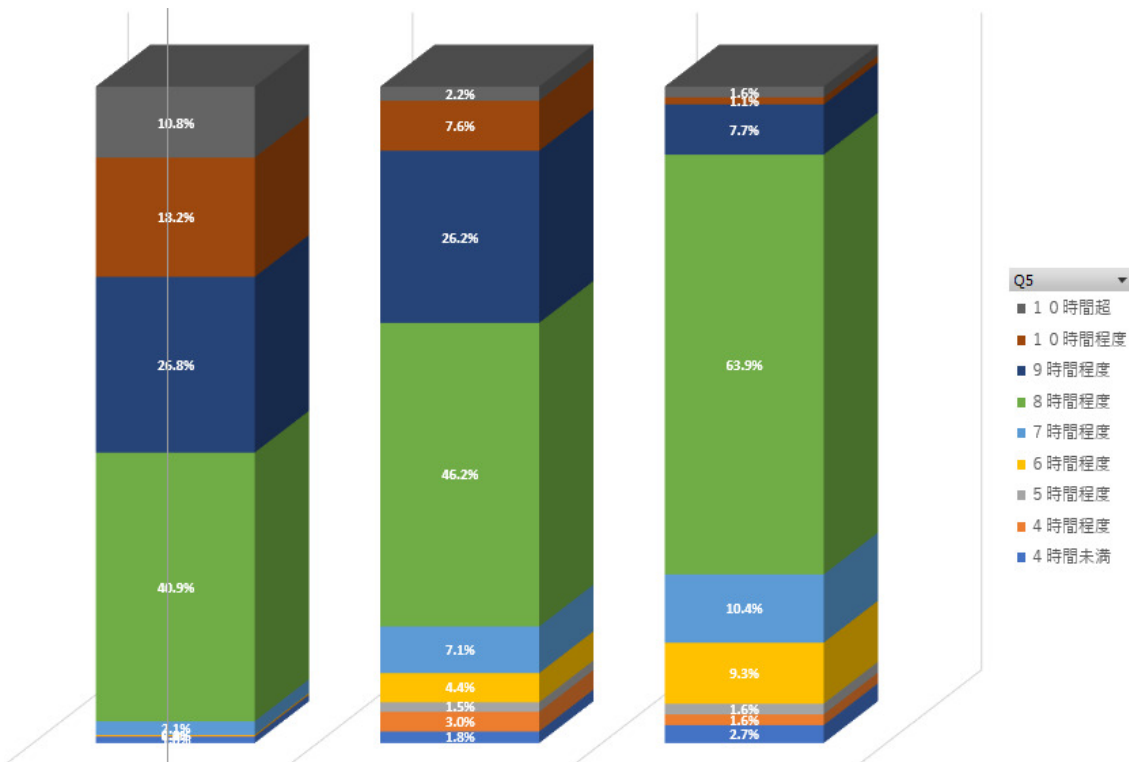


【以下は「管理職」と「保育士」「その他」に分けた3分類のグラフ】

Q4 勤務年数



Q5 1日の勤務時間



第7章 結論：まとめ

7-1 本研究の帰結

本報告書では、「子どもの権利条約」前文が言う「愛情と幸福と理解のある環境を保障してもらう権利」、すなわち「愛される権利」とは、アタッチメント理論をベースとした多くの研究や心理療法が示す、「子どもの情動や欲求に共感的で、それを敏感に受容・応答し、子どもを安心させ、落ち着かせること（情動の制御）のできる、特定の養育者との関係性をつくる権利」であると結論づけた。そして、この「愛される権利」は条約12条の「意見表明権」を媒介として、子どもが自ら実現できる権利であり、その「意見」は、社会的に承認されたり、論理性のあるものである必要は無く、言語によらないあらゆる感情や欲求の表出をはじめ、反社会的な行動をも含むアタッチメント行動そのものであると提案した。子どもはこのようなアタッチメント行動を、身近な養育者に受容的に応答してもらうことによって始めて、自己肯定感、共感能力、基本的信頼といった成長発達に不可欠な心的要素を発達させることができ、調和のとれた人格を有する人間へと成長発達することが可能になる。子どもの権利条約は、このように子どもの成長発達に不可欠な養育者との間の人間関係を子どもが自らつくる「力」を12条の意見表明権として規定することによって、理性的な存在で無い子ども独自の権利行使の主体性を承認したのである。それによって始めて、本来的には利益説的な権利である「愛される権利」や「成長発達権」を子どもが自ら実現することが可能になり、待ち人としてではなく、自らの人生の、そして社会の、権利行使の主体として、成長発達することができるようになった。

繰り返しになるが、「2-1 研究の目的と意義」でも述べた通り、もし、子どもの権利がおとなによって実現されるものにしてしまえば、その内容はおとな都合で決められてしまう。それを回避し、子どもをおとなの犠牲者にしないよう、子ども自身が行使できる唯一の権利が、アタッチメント理論に基づく意見表明権なのだ。

7-2 本研究の帰結の前提となる「理性的人間像」と「動物的人間像」

条約第12条の規定する「意見表明権」は、近代の人権論が成り立つために不可欠な「理性的人間像」を前提とするのでなく、未だ理性を有していない“未熟な存在である子ども”でも行使できる「動物的（本能的な）人間像」から導かれる権利なのである。本来、近年の基本的な人権論は、「①理性的な独立の個人を大前提として、②自己決定能力を有し、③他人に害を与えたときには、自己責任をとれる」“reasonable person=理性的人間像”を前提として作られたものである。従って、未だ理性を備えていない子どもは、この基本的な人権の行使主体にはなれず、母親のペチコートの下で保護される存在（客体）でしかないと考えられてきた。端的に言うと、人が社会的に一人の主体として認められるには、理性を備え、自己決定と自己責任を果たすことのできる成熟した人間、すなわち「理性的な人間」でなければならないと考えられてきた（福田 2015）。

条約第12条意見表明権についても、すでに述べたように（「5-1 第12条「意見表明権」のこれまでの理解）、世間に受け入れられ、通用している通説的な見解は、子ども

の表明した「意見」あるいは「意思」そのものに価値を置いて、意見表明権を子どもの権利行使の主体性の根拠としている。そのように考える人々は、「子どもはあらゆる権利（たとえば成長発達権、意見表明権、自己決定権、学習権、虐待されない権利等々）を行使できる」と言う。このような考えは、上記の子ども特性をすっかり捨象し、子どもも、おとなと同じように、理性のフィルターを通した「意見」や「意思」を表明していると考えている。

しかし、筆者には、このような考え方は、子どもの権利擁護と正反対の主張としか思えない。子どもの意見に基づいて子どもに関わることを判断したり、決定していくことは、一見すると子どもを一人の人間として尊重し、子どもの権利を擁護しているかのように見える。だが、すでに述べたように「意見=views」とは、欲求や願望であり、非言語的な態度や行動、さらには反社会的な行動も含まれると考えるべきである。自律的に導かれた意思や自己決定では断じてない。そんな不確定かつ理性的でない「意見」を判断や決定の根拠としたり、主体性の根拠とすることは、子どもに対しても社会に対してもきわめて無責任な態度である（木附 2022）。

もちろん、「子どもにはすべての権利を実現する力がある」と主張する人々の「こんな権利を子どもに保障してあげたい」という、意図や心情には共感できる。しかし、実際には使えないのに、子どももそのような資格（地位、利益）を有していることを、社会的・倫理的・哲学的に承認しようとする、いわゆる「利益説的権利」の主張には、賛成できない。なぜなら、それらは子ども自身がその価値や利益を具体的に主張したり、自らの力でそれらを実現できる「意思説的権利」ではないからである（福田 2021）。そのような権利を子どもに認めても、結局は、それらを保障する地位にある、おとなや社会が、「これがあなたのため」として具体的な内容を決定し、「子どもはただそれに従うことを強いられる」だけだ。それでは子どもの権利が、力のあるおとなが子どもを管理・支配するための道具（権限）に墮すことになってしまう。

7-3 近代の基本的人権が認められた根拠

近代の基本的人権の根幹原理は、人間の固有の尊厳を承認するという点にある。具体的には、「人である限り、一人の独立した人間主体として扱われ、その主体性に基づいて自分らしい生存を実現していく」という価値の実現にある。啓蒙期の時代に発展された近現代の基本的人権の概念は、個としての人間の解放を高らかに謳い上げた当時の“理性的人間像”を大前提として定義された。この“理性的人間像”は、理性と合理性を有する独立主体としての個人が、自ら自己決定し、自らの責任において人生を歩むことによって、人は一番幸せになり、社会も進歩するという思想を背景にしてつくられたものである。日本国憲法 13 条も、理性に基づく人格の自律性と自己決定と自己責任を至上の価値とする“個人の尊厳”条項を規定している。したがって理性的に自己決定する能力を備えていない者は一人前の人間でないとみなされ、人権行使の主体性も制約ないしは否定されることになる。本能的な欲求さえも理性的にコントロールできるし、すべきだと考えられている。死と孤独の恐怖や不安を解消するために発せられる乳幼児や子どもの根源的な欲求も甘えであり、一日も早く克服されるべき未熟な幼児性の表れだとみなされてきた。今でも早期

自立（律）の重要性と大切さが強調されている。近現代の基本的人権（日本国憲法）の下では、未だ理性を備えていない子ども（年齢を何歳で区切るかについては議論がある）は、権利行使の主体にはなれないのである（福田 2015）。

7-4 子どもの権利行使の主体性を導く「動物的（本能的）人間像」

—— 子どもの権利を確立するための金字塔

子どもの権利条約がこの世に誕生して以来、世界中で「子どもも権利行使の主体となり得る」と言われてきた。しかし、それを基礎付けている「人間観＝“理性的人間像”」はそのままである。だが、人間は「理性的存在である」という人間観を大前提にしている限り、子どもは幸せになれない。いや、子どもだけではないだろう。自分で自分の面倒をみることができない認知症者や、重度の障害を抱えた人たちも同じである。では、どのように考えれば良いのか。どのような原理から、一人の人間としての幸せを担保する人間固有の尊厳や社会全体の幸せが導き出されるのか。以下、簡単に考察しておく。

そもそも人間は生まれて死ぬまでの間に理性的な存在とそうでない状態（以下、本能的存在という）をいったいどのくらい繰り返しているのだろうか。成長の時期に応じて、あるいは毎日の日課においても、人間は常に「理性的存在」と「本能的存在」の間を何度も行ったり来たりしている。人類発生史的にみても、理性を持った動物としての人間なんて、ごく最近になって到達したほんの氷山の一角でしかない。海の上に浮いている理性的存在という氷山の下には、何十倍もある人類有史以来の動物的・本能的存在としての氷山が横たわっている。他の動物との区別を考慮して、もし、人間を定義するなら、人間とは“理性的存在になり得る動物的（本能的・関係的）存在である”と言うことになるだろう。人間は、常に死と孤独の恐怖におののいている存在である。あの東日本大震災の時、富も名誉もいらない、勉強ができるか、お利口さんであるかそんなこともどうでもよい、とにかく「生きていてよ!」「ひとりぼっちにしないで!」という叫びと祈りに、なんて深く心を痛めたことか。そぎ落としてもそぎ落としても、削ぐことができずに、最後まで残る人間の特性（欲求）、それは「死と孤独の恐怖からの解放」である。理性がなくても、死と孤独の恐怖から免れるために本能的に他者との受容的な関係性を求め、その関係性の中で自分らしく、共感的に生（活）きることも、「人間の固有の尊厳」と言える。なぜなら人とは「理性的な存在」ではなく「理性的存在になり得る動物」であるから。子どもにはまだ理性が備わっていないのであるから、その権利行使主体性が認められるとするなら、それは「他者と共感的に生（活）きる」本能的な関係性の中に成立する。子どもの権利の中核は、親や先生と言った成長発達の過程で会おう身近なおとなとの間に、子どもの意見表明権（生きるために「ねえ!ねえ!」と呼びかける本能的なアタッチメント行動）を媒介にして受容的・応答的な関係をつくる“力”こそ子どもの主体性の根源であり、子どもの権利の根源である。理性を前提として他者による支配からの解放（分離）を求める自由権を中心とする近代の市民法的権利とは、権利行使のベクトルが真逆である。一方は共生的に生きるために他者と受容的に結合し、成長発達に不可欠な心的エネルギー（自己肯定感と共感能力と基本的信頼）を獲得する権利であるのに対して、他方は支配を免れて自由になるために理性を用いて他者から分離する権利である。

しかも理性とは観念の所産に過ぎないから、容易に富や権力を備えた者が自分流に人生を歩むのが一番の幸せであり、社会の進歩にも資すると考えられるようになり、それが社会の価値として定着し、「富と地位（＝権力）があれば幸せなはずだ」という現代の神話ができあがってしまった。死と孤独の恐怖から免れるために本能的に他者との受容的・共感的な関係を形成して生きることも、動物特性を備えた人間の「固有の尊厳」といえる。理性による支配からの自由を「個人の尊厳」と呼ぶなら、理性の有無にかかわらず受容的・応答的な人間関係をつくって共感的に生きる幸せを「人間の尊厳」と呼び、これらの両方が基本的人権として位置づけられるべきだと考える。そうすることによって初めて、暴力の支配から免れ、かつ共感的に生きる場をあたえられ、老若男女や力のある者もない者も幸せに生きられる社会ができると確信する。今こそ新しい社会の理念を形成するためにも、上にのべた理性的存在から導かれる「個人の尊厳」と動物的存在から導かれる「人間の尊厳」の両者を、基本的人権として承認することが不可欠である。子どもの権利（条約）は、人類の新しい平和な社会を作るための金字塔でもある（福田 2015）。

7-5 子どもの権利の行使の主体性 —— 愛される権利の実現

以上のように、子どもには、おとなとは異なる子ども独自の根拠に基づいて、権利行使の主体性が承認される。12条の意見表明権を媒介として、本来、利益説的な権利でしかない、愛される権利や成長発達権等が、子どもが自ら行使（実現）できる権利となる。中核は、すでに詳述（第5章 「子どもの権利条約」第12条「意見表明権の新しい解釈」）したように、意見表明権の表明された「意見」そのものの内実ではなく、何か不安があったり、何か欲求があったりすると、身近な養育者に「ねえ！ ねえ！」と呼びかけ、自分に顔を向けてよと表明する“力”の中にある。その本質は、子どもが何らかの不安を回避したり欲求を実現するために、養育者に対して「ねえ！ ねえ！」と呼びかける愛着行動（意見表明権の行使）に、養育者が、常に受容的・応答的に対応し、子どもが自己肯定感と共感能力と基本的信頼を醸成できるような安心かつ安全な関係性を形成することの中にある。このような関係性を形成することこそ「愛される権利」の実現であり、成長発達権の実現である（木附、福田 2016）。

このように考えれば、乳児であっても、たとえば「泣く」ことによって、意見表明権の行使の主体となり得、その力によって、養育者の受容的な応答関係を導き、「子どもの権利条約」が日常の保育実践や子育てにも十分に活かすことができるようになる。そもそも日常の保育や子育てに活かさない「子どもの権利条約」など、存在意義が無いと言ってもよい。

こうした「愛される権利」が保障されること、心理学的に言えば、不安や恐怖などネガティブな状態にあるとき、特定の養育者がその不安や恐怖を取り除き、安定を取り戻させてくれるという経験の積み重ねは、「子どもの権利条約」前文が目指す、調和の取れた人格の形成に不可欠である。なぜなら、安定型のアタッチメントを獲得することは、①自分への肯定感や他者への信頼感をつくり、②養育者が「安全基地」となることで自立的な探索行動が可能になり、③「安全基地」たる養育者は、子どもを落ち着かせ、その心的状態を立て直すだけでなく、その崩れに同調し、共感することが心の理解力（メンタライゼー

ジョン)に寄与すると言われているからだ。近年は、「共感性や自他の心的理解の脳内基盤として多大な関心が払われているいわゆるミラーニューロンの発達に、上述した養育者による子どもの情動の調律・写し出しが深く関与している可能性を指摘する研究者もいる」(遠藤 2021 17-19 頁)ほどだ。

つまり、「愛される権利が保障されることで、自他を大切にし、他者を信頼して、他者に共感し、自律的に行動する人間たることが可能になるわけである。こうした人格を備えた人間は、当然、国連が掲げる SDGs の実現にも尽力できるであろう。

7-6 保育の場における「愛される権利」の保障がもたらす光

「子どもの権利条約」が日常の保育実践に活かされることが、子どもの将来にどのような光をもたらすか。その可能性をもう少しだけ示しておこう。

かつて日本では、アタッチメントを「ひとりの特定の養育者(多くの場合は母親)」との間に形成するものだと考えられている時代があった。しかしこの考えは、ボウルビィ自身がすでに否定しており、今では母親以外、「数人の」(ボウルビィ 1969/1982)あるいは複数の特定の養育者との間においても、形成しうるとするのが通説である。

子どもの日常的な生活のなかに①継続、また一貫して存在し、②子どもの心身の世話をし、子どもに対して情緒的なケアを行っているおとなは、子どもにとってアタッチメント対象になりうる(Howes 1999)。具体的に言えば、母親以外の家族(父親等)や、子どもの祖父母、保育所等、子どもが日常を過ごす施設で、子どもと関わる人物などが、それにあたる。篠原(2021)は、「アタッチメントの安定性は『この子どもとおとな』というペアが持つ属性であり、(略)親子関係が不安定であっても、保育者との間には安定した関係をもつ子どもたちが存在する(Howes et al. 1998)」といった知見を紹介している。また初塚(2010)は、「アタッチメント対象が母親1人である場合には、母親との分離や母親の養育の質の低下が、即、子どもの発達へのマイナスの影響を意味することになるのに対し、母親以外にもアタッチメント対象がいれば、子どもはその母親以外の者をも『安全基地』として利用することができるため、発達へのマイナスの影響がなくなるか、少なくとも限定的になるというわけである。このようにして、数人の養育者との間でアタッチメント関係を形成し、『アタッチメントのネットワーク』を持っていることが、子どもの発達にとって重要であると考えられている」と述べる。

「4-4 Ainsworth の貢献-1: ストレンジシチュエーション法(新奇場面法)」で触れた、メインらの実験でも、両親ともに安定したアタッチメントパターンを示す子どももいれば、片方の親とだけ、という子どももいたことを改めて付記しておきたい。

母親以外の愛着対象の大切さを示す、長期研究(『ペリー就学前計画』)もある。アメリカのミシガン州で、貧困世帯の幼児123人(3~5歳時点)をランダムに2つのグループに分け、一方のグループにだけ幼稚園に通園し遊びを中心とした活動をし、先生が週1回家庭訪問をして親と話す時間をつくるという介入を行って、その後の様子を追いつけた。すると、40歳時点での暮らしぶりは大きく違っていた。介入があったグループの方は、高校卒業率、収入、持ち家率がより高かった一方、無かったグループでは、離婚率、犯罪率、生活保護受給率がより高いという結果になったのである(遠藤 2022)。

親以外の他者との関係が、虐待の連鎖を断ち切ることに有効だという見解を紹介しておこう。『ミネソタ長期研究』は、早期の親とのアタッチメント形成の在り方の重要性を数々示しており、それが後の環境との出会いに影響し、過去の経験にガイドされたものになることを明確にしている。だが、「我々はたしかに早期の歴史を生きて行く傾向がある。しかし、他の事例が示すように、そうなるように運命づけられているわけではない」（『ミネソタ長期研究』329 頁）という。そして、たとえ虐待を受けた親であっても、それを子どもに渡さずにすむ三つの要因を次のように示唆する。

「一つ目に、適切な養育を行っていた虐待経験のある母親は、幼少期に代わりの被虐待的なおとなからの情緒的なサポートを受けていたこと、二つ目に人生のある時期で、少なくとも6カ月以上、心理的な治療に参加していたこと。（略）虐待の連鎖を持続させた母親群では、事実上、だれもそのような経験を持っていなかった。三つ目に、連鎖を断ち切った母親はおとなになったときに情緒的に支持的で、満足できる仲間との関係性を持っていた。このことはパターンを断ち切ったケースのほぼすべてに当てはまった。こうした変化を促進する要因のそれぞれが関係性の経験であった」（『ミネソタ長期研究』111-112 頁）

また同研究は、教師に言及しているものの、19歳時点で被験者らに「特別で」あったり、自分に特に興味を持ってくれたり、「味方になってくれた」と感じられたりした教師が今までに存在したかと尋ねたところ、高校を終了した大多数は「はい」と答え、中退した大半は「いいえ」と答えたとも述べている（『ミネソタ長期研究』244 頁）。

前述した複数のアタッチメント対象の重要性や「4-3 アタッチメント行動と内的作業モデル」で示した事実を重ねたとき、ここで言われる教師には保育士も含まれると考えてよいだろう。さらには、前章では「保護者への支援・対応はできているか」（Q10）という質問に対しての5段階が高かったことを示したが、保育士が保護者を支えることが、親と子の安定的なアタッチメント形成に寄与できる可能性も大きい。

つまり、保育士は、子どもにとって複数の愛着対象者のひとりになり得るだけでなく、保護者（養育者）をサポートすることができるという意味でも、子どもの生涯に渡るキーパーソンたり得るのである。それは、たとえば不遇な家庭環境に生まれ育った子どもであっても、「特別な」関わりをしてくれたと思える保育士がいた経験が、幸せな未来をつくるための大きな布石となり得るということである。

7-7 子どもに「愛される関係」（安定的なアタッチメント）を提供するために

保育現場での子ども自身による子どもの権利の行使（「子どもの権利条約」）が可能になるためには、まず、子どもと関わるおとなのがわが満たされていなければ難しい。最後に、それを実現するためのひとつの方法を「南大分に笑顔咲くえん わらひ」（大分県大分市）の取り組みから示してみたい。

同園では、働き方改革の一環として、予定の共有やりとりができるアプリ Time Tree や保育園（保育士）と保護者をつなぐコミュニケーションアプリ Kidsly、保育指導計画ソフトや登降園管理システムなどを導入し、積極的な ICT 化を行っている。しかし、ここで大切なのは、ICT 化「改革の一環」にすぎないということである。働き方改革や ICT 化と

いうと、どうしてもデジタル機器の導入や最新アプリの使用などの“ツール”に目が行きがちだが、同園ではそれは、あくまでも手段に過ぎない。同園の働き方改革が劇的に変えたものは「関係性」である。改革によって、園長（管理職）と保育士（職員）の関係、保育士同士の関係、園（保育士）と保護者の関係が変わり、結果として、国連「子どもの権利委員会」が勧告する「質の高い保育」の実現につながった。

改革の始まりは、同園の野本宣寿園長（以下、野本園長）の次のような危機感だった。「就職してくれる新卒が何年もいないというだけでなく、幼い頃からの夢を叶えて保育士になったのに嘘をついてまで退職した職員がいたり、新年度のクラス発表で泣き出す職員がいたりしたことだった。このままでは居て欲しい職員までいなくなってしかいかねない」

野本園長がまず行ったのは「園内の課題を把握するため、職員と本音で会話できる時間をつくる」ことだった。そのために利用したのが自身が参加を予定している保育団体主催の研修会だった。休憩室に「研修会抽選 BOX」を設置し、職員が名前を書いて投入する形式にして、わざと大げさな抽選会を行った。「とりわけ沖縄や北海道、東京で開催される研修会は人気が高かった」（野本園長）という。

研修費用は園長が負担し、たとえば東京研修では、一緒に前乗りをしてディズニーランドに行くなど「楽しめる」よう工夫した。研修後には美味しいレストランを予約し、ざくばらんに話せる場と時間をつくった。研修先に向かう新幹線や飛行機のなかも、ゆっくり話せる貴重な時間で、その時間も信頼関係構築に役立った。いったん信頼関係ができると、園に戻って何かに取り組む際、その職員が積極的に動いてくれた。新しい取り組みを始める際、「できない理由を探す」のではなく、「できる方法を一緒に考える」仲間になってくれたのである。研修旅行を重ねるたびに、ひとり、またひとりと、仲間になってくれる職員が増えていった。

そうしたなかで出てきた職員の本音（課題）はスライド（後掲）を参照してほしい。そこから導き出されたのは、次のようなゴールである。①まとまったお休みが欲しい、②リセットする時間が欲しい、③書類を効率化したい、④精神的負担感を軽減したい、⑤人間関係のよい職場にしたい、であった（『保育現場の働き方改革』第46回大分県保育事業研究大会 特別分科会資料：野本園長作成）。

ICT化を行う前に、すべての仕事を“見える化”して、非効率な部分を洗い出し、見直した。このときに保育そのものや行事の在り方についても再検討した。具体的な例をいくつか挙げると、クラス担任への依存が強い保育からチームでの保育へ、行事は「保護者に見せる」ものから、子どもたちの普段の生活・成長が見えるものへと変えていくコンセンサスを職員内で取り、そこからICT化に取り組んだ。

それまで毎回、一から手書きしていた保育指導計画は、保育指導計画ソフトの導入でデータベースを元書き換えられるようになり、Time Treeによって、だれもがスマホひとつで予定ややるべきことを、重要事項を共有できるようになった。練習に忙殺されがちな「保護者に見せる」ためのイベントの代わりにインスタグラムのストーリー機能を利用して、毎日の様子を動画配信も始めた。オンラインでの情報共有では温度感が伝わらないこともあるため、週に一度はカンファレンスも欠かさない。

こうして生まれた余裕は、1日40分の子どもとの「ノンコンタクトタイム」（そのほか20分の休憩がある）、年に一度7日間連続で有給休暇を取得する「バケーション休暇」な

どの実現につながった。その後、「ノンコンタクトタイム」のさらなる充実のため、休憩室を兼ねたラウンジスペースにドリンクバーを設置。安価に冷凍食品を電子マネーで購入することができる「置き型社食」も導入し、職員がお弁当や夕飯づくりの負担を減らせる工夫も行っている。

もちろん、保護者の負担を軽減し、安心してもらう方策も同時に行った。保護者に代わって、園で使用する衣類や布団をクリーニングする「おまかせランドリー」、子どもが発熱した場合などに提携先の病児専門の保育園スタッフが保護者の代わりに小児科受診を代行（500円）したり、病児保育園につれて帰って病児保育を提供（1000円）する「ペンギンケア」（地元企業の協賛で安価に提供できている）などである。

「『働き方改革』は勤務時間の効率化だけを考えるのではなく、働いている人の人生そのものの効率化を考えることが大事。良質な保育を展開するには職員や保護者の精神的・身体的なストレスをなるべく解消して子どもと向き合う時間の質を上げることが不可欠です。子どもを幸せにする（当たり前)に子どもの権利が守られる状態)には、子どもに関わるおとなにも余裕やあそびが必要です」（野本園長）

同園の「働き方改革」は、それは管理職がひとり一人の職員と信頼関係を築くところから始まった。そうした関係が園（職員）全体の信頼関係になり、園（職員）と保護者との信頼関係へと発展した。それが子どもたちの「愛される権利」の保障につながっているのである。アタッチメント理論が示しているように、変化を促進するもののすべては、関係性の経験なのである（『ミネソタ長期研究』113頁）。

働きづらい職場の原因？ 聞き取りで明らかになった当園の課題

① 気の休まる暇がない。
(休みの日でも同様)

「子どもと穏やかな時間を過ごしているときは、この仕事をしてよかったと思う。」

「行事や書類に追われていて、家に帰ってもそのことばかり考えてしまっている。」



働きづらい職場の原因？ 聞き取りで明らかになった当園の課題

② 他のクラスの状況がわからない。
(他のクラスの担任と話す機会がない。)

「園長先生はチームで支えあって保育をと言うけれど、8時間現場に居たら他のクラスの状況まで気が回りませんよ。」

「自分のクラスの状況を皆に伝えて回るだけでかなりの労力がかかるから、自分のクラスは自分で何とかした方が絶対早い!」



働きづらい職場の原因？ 聞き取りで明らかになった当園の課題

③ 持ち帰りの仕事が多い。

「なんだかんだで、定時に帰っていい文化はあるけれど、仕事が終わらないから持って帰ることになるんです。」

「手の空いてる先生に頼める仕事だってあるけれど、頼むのも心苦しいし、人間関係への配慮は必要だし、結局自分でやっちゃいます。」



【参考文献】

- Bowlby, J. (1988) “A secure base: clinical applications of attachment theory” London: J. W. Arrowsmith Ltd.
- ボウルビィ, J. 二木武 (監訳) (2004) 『母と子のアタッチメント 心の安全基地』 (第2版) 医歯薬出版
- 遠藤利彦 (2021) 「アタッチメント理論の中核なるもの」 『入門 アタッチメント理論』 日本評論社 17 頁-19 頁
- 遠藤利彦 (2022) 『アタッチメントがわかる本 「愛着」 が心の力を育む』 29 頁
- 福田雅章 (2015) 『人間回復の理論と現実 原発事故から 4 年目のふくしま』 NPO 法人シャローム
- 福田雅章 (2019) 「成長発達権と意見表明権の新たな可能性を示唆する勧告」 『「子どもの権利」に関する第 4・5 回国連の勧告』 子どもの権利条約 (CRC) 日本 30 頁-48 頁
- 福田雅章 (2021) 「子どもの権利条約の規定する共同養育と面会交流」 『子どもの成長発達のための面会交流と共同養育のあり方』 子どもの権利条約 (CRC) 日本 8 頁-17 頁
- 福田雅章 (2023) 『子どもの成長発達を支える意見表明権とは何か』 子どもの権利条約 (CRC) 日本 8 頁-17 頁
- Goldberg, S. (2000) “Attachment and Development” London: Arnold, A member of the Holder Headline Group.
- Goldfarb, W. (1943a) “Infant rearing and problem behavior” American Journal of Orthopsychiatry 13, pp.249-265
- Goldfarb, W. (1943b) “The effects of early institutional care on adolescent personality” Journal of Experimental Education 12, pp.106-129
- Goldfarb, W. (1945) “Effects of psychological deprivation in infancy and subsequent adjustment” American Journal of Psychiatry 102, pp.18-33 .
- 初塚眞喜子 (2010) 『アタッチメント (愛着) 理論から考える保育所保育のあり方』 相愛大学人間発達学研究 10 頁

Howes, C. (1999) “Attachment relationships in the context of multiple caregivers” in: Cassidy, J., Shaver, P.R. (eds.), Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications Guilford Press, pp.671-687

池田暁史 (2021) 『メンタライゼーションを学ぼう —— 愛着外傷をのりこえるための臨床アプローチ』日本評論社

J・G・アレン、上地裕一郎・神谷真由美訳 (2017) 『愛着関係とメンタライジングによるトラウマ治療 —— 素朴で古い療法のすすめ』北大路書房

数井みゆき (2018) 「不適切な養育とアタッチメント —— 虐待や喪失はどのように影響するのか」『発達』153, ミネルヴァ書房 73 頁-78 頁

北川恵 (2018) 「アタッチメントに焦点化した親子関係支援」『発達』153, ミネルヴァ書房 73 頁-78 頁

木附千晶・福田雅章 (2016) 『子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約ハンドブック』自由国民社 13 頁

木附千晶 (2022) 「子どもの意見に耳を傾けて＜アドボカシーの在り方を考える＞」公益社団法人全国私立保育連盟編『コミックで発信★保育に活かす 子どもの権利条約』エイデル研究所

木附千晶・福田雅章 (2023) 『「子どもの権利条約」に基づいた 子どもが幸せになるための、別居・離婚・面会交流のすべて』自由国民社

小泉広子 (2019) 「保育に関する CRC 勧告について —— 新自由主義的保育改革の現状への国連の勧告」『国連「子どもの権利委員会」日本政府第 4・5 回統合報告審査最終所見：翻訳と解説【増補版】』子どもの権利条約市民・NGO の会 19 頁-20 頁

小西行郎 (2019) 『赤ちゃんと脳科学』集英社新書

工藤晋平 (2021) 「アタッチメント理論前史 —— 精神分析理論との関わり」遠藤利彦編『入門 アタッチメント理論』日本評論社

国連「子どもの権利委員会」(2005) 「乳幼児期における子どもの権利の実施」一般注釈第 7 号 14 頁-17 頁

L・アラン・スルーフ/バイロン・イーグランド/エリザベス・A・カールソン/W・アンドリュー・コリンズ、数井みゆき/工藤晋平 (訳) (2022) 『人間の発達とアタッチメント 逆

境的環境における出生から成人までの30年にわたるミネソタ長期研究』（引用時は『ミネソタ長期研究』と表記）誠信書房

野本宣寿『保育現場の働き方改革』第46回大分県保育事業研究大会特別分科会資料

岡田隆司（2016）『愛着障害の克服「愛着アプローチ」で、人は変われる』光文社 113 頁

園田菜摘・北村琴美・遠藤利彦（2005）「乳幼児期・児童期におけるアタッチメントの広がり」と連続性 アタッチメント理論の基本的枠組み』『アタッチメント 生涯にわたる絆』（第1版）ミネルヴァ書房 80 頁-113 頁

Sigel, D (2000) “Toward an Interpersonal Neurobiology of the Developing Mind: Attachment Relationships, Mind sight and Neural Integration”, Osofsky, J. D. & Schore, N. (Eds.) *Infant Mental Health Journal* (John Wiley & Sons, inc.) at 71

篠原郁子（2021）「保育・教育の場におけるアタッチメント」『入門 アタッチメント理論』日本評論社 184 頁

Spitz, R.A. (1945) “The influence of the mother-child relationship and its disturbances.” In Spitz, R.A. (1946) “Hospitalism: An inquiry into the genesis of psychiatric conditions in early childhood” A follow-up report. *Psychoanalytic Study of the Child*, 2, pp.113-117

【研究協力】

公益社団法人全国私立保育連盟 保育・子育て総合研究機構国際委員会
子どもの権利条約（CRC）日本：福田雅章、湯澤由紀子